

---

令和7年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和7年2月27日 (木曜日)

---

議事日程(2)

令和7年2月27日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 岡本 賢治	書記 山城 朋美
----------	----------	----------

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三樹賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

---

【 傍 聴 者 数 】 2名

---

午前 10 時 00 分開議

○議長 内海 猛年君

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1. 一般質問

○議長 内海 猛年君

本日は一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。  
まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

7 番、公明党の松岡です。一般質問をさせていただきます。今回 2 件、お伺いいたしますけれども、この件につきましては過去に既に何回か同じ件名で質問させていただきまして、答弁をいただいているところでございますので、そのあとの検討していただく中での状況について、その後の対応について併せて伺ってまいりたいと思います。

まず件名 1、音声コードアプリの導入についてユニボイスの導入についてでございます。これにつきましても過去に質問させてもらっていますけれども、2022年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定されております。

法の制定の背景には国際的な動向がございました。2006年に国連の障害者権利条約が採択されておりまして、日本もこの条約に署名しておりまして、批准しております。

また国内の社会的なニーズですけれども、障害者の情報アクセスの不足が問題化しまして、障害者が情報にアクセスできないことが問題になっているということで、障害者の方が社会に参加できるような仕組みが必要じゃないかということでもあります。

また法的枠組みの整備としまして、既存の法律がたくさんございます。障害者基本法や障害者雇用促進法など法律がございまして、整合性を図る上で、この情報アクセシビリティに特化した法律が必要ではないかという背景がございました。そのほかにも現在テクノロジーとして進展する中で、障害者の方が置き去りにされているんじゃないかと。

こういったことを踏まえながら、障害者の方もアクセスできるような技術でありますので、情報の質、量、こういった点で障害者も健常者と同じような形で、情報を得ることが必要じゃないかということでもあります。

そういった環境を整えることが障害者にとっての重要なステップになっておりますので、しっかりと取り組んでいく必要があるのではないかとということで、今まで 2 回ほど質問しておりますけれども、令和 5 年の第 4 回にユニボイスの導入を直接お伺いしたんですけども、そのときの答弁は「ユニボイスを導入している自治体の事例や町で導入する際の課題を抽出し、導入に向けた

調査・研究を進める」という答弁をいただいております。

それでは要旨1になりますけど、音声コードアプリ、ユニボイス導入に関わる検討状況はどうなっているかというところを伺っていきます。

初めに、もう質問させてもらって1年ほどになりますので、ユニボイスはどういったものかということで、皆さん御存じかと思うんですけど、年金なんかでも連絡が来ていると思うんですけど、通知文書のところに切り欠きがあって、その下にQRコードが載っていると思うんです。

それをスマホにかざすと音声が出るような仕組みのことなんですが、音声コード、ユニボイス、これは障害者対応になっていますけど、高齢者も利用できますし、外国の方も利用できるようなことも可能だということで、情報をしっかりと皆さんが共有できるようなアプリがあるということでもあります。

それでは始めに、他の自治体の導入状況について、まずお伺いいたします。

**○議長 内海 猛年君**

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

**○福祉課長 智田 寛俊君**

それではお答えいたします。

他の自治体の導入状況につきましては、日本視覚障がい情報普及支援協会のホームページによりますと、令和6年12月末現在の状況では全国の自治体では505団体、福岡県内では27の自治体が導入しております。

令和5年7月時点では全国の自治体で399団体、福岡県では22の市町村が導入しておりますので、ユニボイスを導入している自治体は増えているということが言えます。

**○議長 内海 猛年君**

松岡議員。

**○議員 7番 松岡 泉君**

今の数からしますと全国でも505団体程度ですので、程度と言ったらどうか分かりませんが、進んでいるほうだと思いますが3分の1、また福岡県では2分の1の自治体が入っているという状況かなと思います。また近年、少しずつでありますけれども、ユニボイスが導入されているということではないかなと思います。

それでは、実際、導入している自治体が非常に増えてきておりますけれども、各自治体の運用状況と課題が上がってありましたら、お伺いいたします。

**○議長 内海 猛年君**

福祉課長。

**○福祉課長 智田 寛俊君**

導入における課題等についてというところで、二次元コードの読み取りは通信料が不要であります。自治体に対しては、開発元である特定非営利法人日本視覚障がい情報普及支援協会が音声コードの変換ソフトを無償で提供しているため、導入に対する費用の課題はありません。

その他の課題として何が考えられるのか、既に導入している他自治体に聞き取りを行い、情報収集いたしました。その結果としましては、どの導入済みの自治体でも一様に、ユニボイスの作成に時間と手間がかかるとのことでした。また、ユニボイスを使用した文書を送付しても住民からの反応がなく、活用してもらえているのか分からない。住民に活用してもらえてなければ効果がないというお話でした。

つまり、手間をかけた割には住民に利用してもらえているかどうか不透明とのことであり、この辺りが導入後の課題であるのではないかと考えております。

**○議長 内海 猛年君**

松岡議員。

**○議員 7番 松岡 泉君**

はい、ありがとうございました。

今導入している自治体の状況をお伺いしますと、非常に役に立ってないんじゃないかと。入れたんだけど手間もかかるし、そういった利用者さんの声も届かないという状況にあるということで、何となくちょっと残念なような状況を伺いしますけれども。

今の2つの問題。ここで課題として、まず手間がかかるということなんですけども、これは多くの自治体がまだ手がけたところだと思うので、そういった技術が磨かれてないのかなと思うんですけど。

音声コードを作成する手段としては、自分で作成するかどうかという点と、業者さんに頼んで作ってもらうかということで2つの方法があると思うんですけど、ただ業者さんにお問い合わせすると経費がかさみますので、そういったところはなるべく避けたいと思うんですね。基本、職員さんが自分で作ることになるかと思うんですけど、そういった点からすると、音声コードを作るテクニックを磨くしかないのかなと思うんですね。

ただJAVISのユニボイスにつきましては、多くの自治体が活用しているわけですし、実際そういった作成することに関して、簡素化を図れるような仕組みも当然のことながら、協会のほうでやっていたらいいと思います。

1つはテンプレートの利用ができるようになったりとか、ドラッグとかドロップ機能によって簡単に作れる、そういった簡単に作成する方法をいろいろ模索しておりますし、チュートリアルを活用ということで、ユーチューブの中にもこの音声コードを作るテクニックについての紹介があって、手順とかそういったものを紹介していると。

それと、この作り方についての意見交換とか、自治体間の情報交換もできるというような状況の仕組みづくりも整いつつあるという中で、危惧されて、手間がかっているという点はございますけれども、やり方とか学び方、頻度、そういったものを踏まえていけば、徐々に利用はしやすくなるのではないかなと私は考えております。

そういうことで、この音声コードの作成がスムーズになることが望ましいかなと思います。

それから、2つ目の問題としては心配な点でありますけれども、効果が見られないというか、反応が見られないというのは、心配される所じゃないかと思うんですけど。この2についての原因と、どのようなことを対策として講じたらいいのか、お伺いいたします。

**○議長 内海 猛年君**

福祉課長。

**○福祉課長 智田 寛俊君**

原因と対策というところで、福岡市がユニボイス、全面的に取り入れているところなんですけれども、福岡市の調査では、福岡市の視覚障害者のうち、音声コードアプリの認知率が約30%、実際の利用率が約4%で、非常に低い状態であるとのことでした。

このように導入している自治体は増えていますが、周知がまだまだ進んでいません。効果が不明ということは、周知不足が原因であると思っております。

対応策としましては、多くの町民に知っていただくため、チラシの作成や広報あしや、ホームページなどを活用し、普及啓発していくことが重要ではないかと考えております。

**○議長 内海 猛年君**

松岡議員。

**○議員 7番 松岡 泉君**

普及啓発が進んでいないというのが大きな原因じゃないかということで、利用者さんの反応も見られないということかと思っておりますけれども、普及啓発の在り方としては、今後、導入はどうか分かりませんが、教育、トレーニング、ユニボイスの使用方を視覚障害者やその支援者に教育するようなプログラムが要ったりとか、ワークショップ、セミナーを通じて実際の使用例を示した理解を深めるような普及啓発が、今後要るんじゃないかなと思います。

今、答弁にございましたように情報の提供については、ユニボイスに関する情報を広げるためのパンフレット、ウェブサイトの活用、障害者がユニボイスを利用できるような説明をしっかりとやっていかなければならないと思います。

特に芦屋町、先ほどございましたように、ホームページに載せたりとか、広報あしやにそういったユニボイスがどういったものかと、利用はどうすべきかということをしつかりと載せる必要があるかと思っております。

それとコミュニティーの形成ということで、ユニボイスを使用している人々のコミュニティー化を形成して、経験、情報を共有する場を提供するようなことが普及啓発に大きく関わってくるのではないかと思います。

そういうことで、いろんな障害者関係の団体の方もおられますけども、そういったものを含めて、この情報共有を図った中で、利用についての取組、普及啓発といったことが重要じゃないかなと思います。

このアプリについて、先ほど福岡市の話がございました。福岡市も多分、例に漏れずして、利用者さんの状況を勘案して、どうすべきかという対策を講じているかなと思うんですが、福岡市は各区役所、市役所、携帯電話事業者4社の市内の主要なショップで障害のある方に対して、ユニボイスアプリのインストールや使用方法などを無料で説明、サポートしている、支援をやっているというような環境にあるそうです。

いろんな取組をする中で、こういった不具合が生じておるわけですけども、やはり行政側として導入した責任もございまして、皆さんに利用してもらえることを勘案しながらしっかりと取り組んでおられると。福岡市については民間の業者さんも含んで、利用される方に説明をしていると、こういった仕組みも必要じゃないかなと思います。

それでは続いて要旨2にいきますけれども、この音声コードアプリの導入の方向性について伺ってまいります。

このユニボイスですけども、コミュニケーションの効率化、アクセシビリティの向上、それからデータ分析の強化、コスト削減、ユーザーのエクスペリエンスアライアンスの向上など多くの利点がございまして。

そういったことで導入したほうがいいのではないかと、してほしいと私は願っているわけですけども、今までもお伺いしておりますので、要旨2の中で始めに、ユニボイスの導入についての見解をお伺いいたします。

**○議長 内海 猛年君**

福祉課長。

**○福祉課長 智田 寛俊君**

お答えします。

福祉課のほうにおきましていろいろ調査研究した結果、芦屋町においても福祉課でユニボイスを導入することとしまして、日本視覚障がい情報普及支援協会からワード文書を音声コードに変換するための専用ソフトウェアの提供を受けております。

まだ音声コードの作成、発送には至っておりませんが、今後、活用していく予定としております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

JAVISのほうから既にこのアプリについて、ソフトウェアの提供を受けているという答弁でございました。そういうことで無料で使える状況にありますので、この点は財政の負担がないということではありますが、先ほどの問題点があったように手間がかかったりしますと、職員さんがこれに時間をとられるというようなこともございます。

そういうことで全てが喜んでおられる状況ではないかなと思うんですけども、できましたら、この音声コードを利用していただいて、今後活用していただければと思います。

それでは、今課題もございますけれども、このユニボイスの活用方法と普及啓発の取組をどう考えるのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

活用方法としましては、先日、視覚障がい者支援団体、芦屋町にあります支援団体ですが、ハーティネットあいあいさんと情報交換を行いまして、その際に、広報あしやの音声データがありますが、その提供について普及促進を図ってほしいとの要望を受けました。

そこで、町内の視覚障害の障害者手帳をお持ちの方に、広報あしやの音声データ提供についての案内文書を作成し、ユニボイスの音声コードをそれに付けて発送することとしております。

またその他の活用としましては、福祉課窓口で配布している福祉のしおりや障害者計画・障害福祉計画の冊子、また福祉課から発送する文書などに活用していきたいと考えております。

次に普及啓発についてですが、今、松岡議員からありましたが、その利点や重要性、こちらを一般の人にも知ってもらうことが必要です。広報あしややホームページによる周知を行います。

また、「ユニボイスとは？」というようなチラシを作成しまして、ユニボイスの音声コードを印刷した文書と作成したチラシを同封しまして、利用促進を図っていきたいと考えております。

さらに、芦屋町の視覚障がい者支援団体であるハーティネットあいあいさんに協力いただきまして、会員に対してアプリの取得方法から使用方法までをレクチャーしていただけるよう、お願いしたいとも考えております。

また現在、芦屋町では、高齢者に対するデジタルディバイド解消のためのスマホ講座も行っております。この講座の中でも、ユニボイスの紹介と使用方法を受講者に周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

福祉課で導入ということで考えていただいておりますので、障害者福祉関係を主に、またこのユニボイスの開発の目的が障害者の方を目的として作られていますので、そういうことは十分考えられるわけですが、この機能からするとそれ以外の方にも多くの活用方法があるのではないかなと思います。

特に福祉関係でいいますと高齢者の方、視覚障害者の多くの方に限定するのではなくして、そういった方も使えますし、利用方法としては外国の方も使えるということ、芦屋町で多くの外国人の方も見ないわけですが、今後やっぱりそういった来庁者も含めて使える中で、他の国から来られる方もそういったものを使って情報を得ることも可能ではないかなと思います。

福祉課からということですが、今、申しましたようにそれ以外の機能も十分ございますので、庁内の他の課も活用していただければと思うんですけども、この点はいかがでしょう。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

まずは福祉課での試験導入と考えております。

庁内各課での活用につきましては、それぞれの立場から導入の是非について検討することになるとは思いますが、繰り返しになりますが、まずは福祉課で普及に向けた啓発を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

福祉課からということでもありますけれども、先ほどから申し上げているとおり、庁舎内の他の課も活用できるような機能を持っていますので、十分配慮して、よろしければ、拡大を図ってほしいと思います。

先ほどもお話ししましたが、年金機構からの通知文書、私に届いた中で、ユニボイスがついているなど思ったわけですが、そういう面からすると、庁舎内の他の課も検討すべきだと思うんですけど。行政サービスの中でこういったユニボイスを活用したらどうかと思うわけですが、この点はいかがでしょう。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

行政サービスというところで公的通知等があると思いますが、町民に対して定型的な文書を発送する部署では、多くの場合、総合行政システムから直接文書が発行・印刷されることから、別途職員の手によって、音声コード化するための変換作業が必要になります。

このようなことから、各部署が発送する公的文書の全てに音声コードを活用することは困難ですが、情報の取得に配慮が必要な方を対象としまして、まずは福祉課で試験的な音声コードの導入・活用を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

先ほどから福祉課で活用するというので、限定的な利用方法から、まず始めたいということだろうと思うんですけど、今、行政サービスについても活用したらどうですかという提案をさせていただきました。

これは、実はユニボイスの活用方法としては、情報を提供する意味からすると、市民に必要とする情報を音声で提供できるという利点がございます。

例えば役所の開庁時間や手続に関する情報を音声で案内するとか、そういうこともできるわけですね。それから手続の簡素化、ユーザーが音声手続を行うようにすることで、窓口の待ち時間が短縮し、効率的なサービス提供が実現できるとなっています。

例を挙げますと、住民票の請求や各種申請が音声で行えるようになるとか、そういうことも取組の仕方によっては可能ということでもあります。

それから外国の方についても、多言語の情報提供が可能になると。言語の壁を越えて、より多くの市民にサービスができるようになりますと。

また重要なのは災害時の情報発信ですけど、戸別受信機で芦屋町は伝達するように、大きなものができるようになっておりますけども、災害時には迅速に音声で避難情報や安全情報を提供することができるようになっております。そういう面からすると、町民の安全を守る役割を果たす機能を持てることができます。

また、町民からの問合せに対応するための手段としても、このユニボイスが活用できる機能を持っているということでもありますので、福祉課のほうで使い始めていただきまして、今後、他課に広がりながら、また行政の中でも使えるものがあつたら、住民サービスのために利用していた

できればと思います。

とにもかくにも今後、まずは福祉課から導入してやっていただけるということでもありますので、非常にうれしいというか、ありがたいなと思います。

今後とも障害者の権利の保障をやって、それから共生社会の実現に向けて環境整備を整えていただきたいと思います。

一つの道具となりますけども、これが成功裏に行くように願っております。

以上で1件目はこれで終わらせていただきます。

それから2件目は、これも先ほど言いましたように過去に2回ほど、関連の質問をさせていただいています。

2件目はこども基本条例の制定についてでございます。

2022年の6月、こども真ん中社会の実現に向けて、国はこども家庭庁設置法とともに、こども基本法を制定しております。

こどもの権利に関する国際的な流れですけども、1924年ジュネーブ宣言が始まりまして、世界人権宣言や児童の権利に関する宣言、1959年を経て、1989年に国連で子どもの権利条約が採択されております。日本につきましては、1994年、この条約に批准しております。

しかしながら政府は、条約の実現に当たっての立法措置は既に講じられているとして、条約の事項のための新たな国内法の制定や改正は必要ないとする立場をずっととっております。

条約の批准後もこどもの権利に関する基本法の制定を求める声が、主張が続いたんですけど、そういった中で、多くの自治体がこどもに関する様々な条例を制定しております。そういった中でも条約に基づく基本法ですけども、これは整備されていなかったと。

ところが今までの既存法で、こどもたちの権利を含んでこどもたちを守っていく、要望していく法律というのは児童福祉法とかいろいろございまして、それで十分守られているのではないかと、国も町のほうもそういった特化した法律というのはなかったように思います。

30年が過ぎまして、この批准から30年になるわけですけど、こどもの権利を侵害するような事案が後を絶たない。

特に児童虐待、それからいじめ、体罰、こどもの貧困などに加えて、近年ではヤングケアラー問題もありますし、SNSによる権利の侵害、そういうことも起こっております、情報を聞きますと少しずつ改善されているのかなと思ってはいたんですけど、実は全てのこどもに関するこういった事案がますます増えているんだという状況にあるということです。

そういったことからしますと、やっぱりこどもたちの権利を守るような仕組みづくりはどこかに必要なのではないかなと思っております。

それで、これも何回も聞いているわけですけど、令和5年の第2回の定例会の答弁なんですが、

町長から答弁をいただいてありがとうございました。このとき、こども基本法が制定されたこともありということで、このときにはもう既に基本法が制定されたわけですね。こどもの条例の制定を含め調査・研究をやるよということで、町長から答弁をいただきました。

今までは町は既存の法律に基づいて、こどもに関する施策が推進されてはきたわけですが、約1年はもう過ぎましたので、今後この法に基づいて、法に定められる基本理念を根拠とした、新しい施策を創出してやっていかなければならないのではないかと私は思うわけです。

この件に関しましては、私だけではなくして、多くの議員さんたちが同じような権利について、どうあるべきかということをお伺いしておりますし、こどもの権利条例を制定してはどうかという意見が多々ございます。そういった中でございますが、まず始め、要旨1です。

こどもに関する現状について伺ってまいりますけれども、こどもを取り巻く環境状況をどう今現在みているのか、まずお伺いいたします。

**○議長 内海 猛年君**

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

**○健康・こども課長 塩田 健司君**

お答えします。

こどもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観やライフスタイルの多様化など、昨今の社会的背景によって大きく変化しており、近年はいじめや不登校、児童虐待、貧困、ヤングケアラーなどが全国的に増加傾向にあり、深刻化してきています。

また、保護者においても、共働き世帯の増加や地域とのつながりが希薄化するなど、社会環境の変化により、子育ての不安や負担、孤立感が高まっている状況です。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

松岡議員。

**○議員 7番 松岡 泉君**

認識としては同じことだろうと思うんですね。こどもを取り巻く環境は厳しい状況にあって、憂慮すべき事態ではないかなと私は思います。そういうことで行政側もしっかりとその辺りは同じ認識に立っておられると思います。

それでは、こどもの権利に関してという、特化した形でお伺いしていくことになりますので、今までの町取組としては、基本法に定めた基本理念に基づいてやらなくてはいけませんので、若干の計画の変更等も考えなくてはいけないのではないかと、私は思うわけですが。

始めに現状を、芦屋町のこどもの権利に関する現状を確認しておきたいと思うんですけど。それで、まだ基本法の基本理念の中で特に特出するものとしては、こどもたちの意見表明とそれに

基づく子どもたちの意見は、施策にどのように反映されるのかというところが大きなポイントではないかなと思うわけですけど。

始めに、町の中で子どもたちの意思表示をやっているような機会があるのかどうか、確認していきたいと思うんですけど。

まず、そういった状況について、先般、芦屋町人権まつりが開催されたと思います。

その中で青少年の主張大会があったかと思うんですが、これもひとつ、子どもたちの感じている、考えている意見じゃないかと思うんですけど。このイベントの中での実施状況について、まずお伺いいたします。

**○議長 内海 猛年君**

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

**○生涯学習課長 本石 美香君**

それでは青少年の主張大会について御説明いたします。

青少年の主張大会は、コロナ禍で中止となった年を含め、今年度、令和6年度で31回を数える大会です。

現在は芦屋町青少年健全育成町民会議の主催で12月の人権まつりの中で開催されています。

大会は急激に変化する社会の中、青少年自身が何を考え、どのような夢や希望・意見を持っているのか、日常生活において日頃考えていることは何かを青少年自身が広く社会に訴えることで、自分の考えをより確かなものとして大きな成長につなげること、また、同世代の青少年の考えに共鳴し、意見を活発にすることで、社会の一員としての自覚を促すこと、そして、地域や家庭が青少年健全育成への理解と協力を深め、青少年を取り巻く問題に関心を高めることを目的に開催しております。

対象者は、町内居住の小学6年生から中学3年生までで、毎回9人程度に社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案、また家庭や学校生活、地域活動、身の回りや友達との関わりについて、日頃考えていることなどを発表してもらっています。

発表内容は、大会後、発表文書にまとめられ、教育委員会や小中学校などに配布されるとともに、町民会議内で共有されています。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

松岡議員。

**○議員 7番 松岡 泉君**

今のお伺いしますと、主張大会は子どもたちの意思表示のひとつではないかなと思いますし、重要でこういった機会が多くあったほうがいいのかと思うんですね。

だから人権まつりだけではなくして、そういった機会は作られて、子どもたちの意見が多く、町の皆さんに届けられるような仕組みづくりも要るのではないかなと思います。

それではひとつの形として、人権まつりのことをお伺いしましたけど、町では子どもたちの意見を表明するような機会がそれ以外にございますでしょうか。これをお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

健康・子ども課長。

○健康・子ども課長 塩田 健司君

意見表明の機会につきましては、年齢制限なく提出できるパブリックコメントや町長への手紙、ホームページから投稿できるご意見・ご提案がありますが、子どもや若者だけを対象とした意見表明の場はほかにはございません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ちょっと残念なことだろうと思うんですけど、数少なく、子どもたちの意見を聞いている状況にあるということで、なかなか聞かれてないということで残念な状況ではないかと思うんですけど。

そういった少ない中でありますけど、子どもたちのこういった意見というのは、町の施策、子ども施策について、どういように反映されているのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

健康・子ども課長。

○健康・子ども課長 塩田 健司君

現在策定を行っております、令和7年度からを計画期間とする芦屋町子ども計画におきましては、子ども・若者の生活状況や意識を把握することにより、今後の子ども・若者支援施策の充実に生かすとともに、芦屋町子ども計画に含まれる子ども・若者計画策定の基礎資料とすることを目的として、小学5年生、中学2年生、高校生年代から39歳までの方を対象にアンケート調査を実施しました。

今後につきましても、国が策定した子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインや他自治体の取組を参考に、子どもの施策の計画、実施に当たっては、対話やアンケート調査などで子どもの意見を聴く機会を作り、町の施策などに反映させる取組を推進してまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の答弁をお伺いしますと、現状としては子どもたちの意見を聞く機会も少ないんですが、それに伴って子どもの計画策定において、また施策をやる上で、反映されているっていうのはどうも疑問を感じるわけですね。

そういう点からすると、子どもたちの声はどこへ行ったのかなあという感じがするわけですよ。やっぱり政策に子どもたちの意見を取り込まれて、彼らの意見といろんな活動に参加する中で施策に反映してっていくようなことが、一番理想的ではないかと思うんですね。

子どもたちの声がどこにも届いていない、どこに行ったのかなというように思います。

こういうことを勘案すれば、今、国が訴えております子ども家庭庁を設置したわけですけど、子ども真ん中社会、芦屋町のはどこいったのかなと思うところがございます。

そういう面からすると、この基本法ができたこともありますので、しっかりと子ども真ん中社会は国全体で押し上げていく必要があるのではないかと思います。

特に子どもたちが生活する時間は、子どもと言いながらもこの基本法というのは、今から成長する対象者は幅が広いんですけど、特に小学校、中学校ぐらいが一番子どもたちにふさわしいかなと思うんですけども、幅広く今、捉えているこの子ども基本法ですけど、日々、長い時間を過ごす学校の状況について、今どういった人権についての教育等も踏まえて取組をされているのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校での子どもの権利に関する教育について、学校へ確認した内容に基づき、社会科での授業、人権教育、特別活動、この3つの分野についてお答えいたします。

社会科では小学6年生で日本国憲法と基本的人権の尊重、国民の権利と義務について学びます。

さらに子どもの権利に関し、ユニセフの活動や子どもの権利条約について学びます。

中学校では、公民の分野で人権の尊重や日本国憲法の基本原則、子どもの権利条約について学びます。

授業では、教員が一方的に教える一斉授業ではなく、自分の考えを持ち、他者の意見を尊重し合う、主体的・対話的で深い学びへの授業改善を進めています。

人権教育では、副教材を活用し、小学校では世界人権宣言の中から、教育を受ける権利などの子どもの権利に関することを学んでいます。

中学校では、学習権や生存権、自分の立場における権利など、個別の人権課題として学んでい

ます。

特別活動では、学級活動を通じて生活をより良くする課題を見だし、話し合いを行い、課題解決に向けた実践をしています。また、小学校では児童会、中学校では生徒会を通じて、自主的な活動を行い、話し合いを通じて課題解決に向けた実践をしています。

このほか、学年を超えた縦割りグループによる集団活動を通じて人間関係を形成し、他者と協働して課題を解決し、自分の将来の生き方を描くことを学んでいます。

以上でございます。

**○議長 内海 猛年君**

松岡議員。

**○議員 7番 松岡 泉君**

学校ではもろもろの対策を講じられているかなど、人権についても真剣に協議もされているということで、ほっとしました。

それでは要旨2に移りますけども、こども基本法について、ここで確認したいと思います。

まず始めに、この基本法の基本理念等については、既に前回の一般質問でさせてもらっているんですけど、もう一度ここでお聞きして、どういった基本理念で設けられているかっていうのを確認したいと考えます。

そこで目的、基本理念とそれからこの法律が定められましたけども、町に対しての義務づけはどうかの確認したいと思います。

それで目的、基本理念や町の責務についてお伺いいたします。

**○議長 内海 猛年君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長 塩田 健司君**

お答えします。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

次に、基本理念につきましては、6つの事項が規定されています。

1つ目は、全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

2つ目は、全てのこどもについて適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり、教育を受ける機会が等しく

与えられること。

3つ目は、全てのこどもについて、その年齢及び発達の数度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

4つ目は、全てのこどもについて、その年齢及び発達の数度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

5つ目は、こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

6つ目は、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。これら6つの基本理念を基にこども施策を行うこととなっています。

最後に町の責務につきましては、この基本理念にのっとり、町の状況に応じた施策を策定し、実施することが求められています。

以上でございます。

**○議長 内海 猛年君**

松岡議員。

**○議員 7番 松岡 泉君**

基本理念を確認する意味で今、答弁してもらいました。

今回、基本法でもって基本理念を定め、6項目について述べていただきましたけど、特に大きいところというよりは、今後、着手しなければならないというのは3つ目と4つ目、ここが大きなところじゃないかなと思うんですね。

いろんな権利があるので、それを保障するという事は重要なことなんですけど、3つ目はこのように言っていますね。全てのこどもについて、その年齢及び発達の数度に応じて自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されること。多様な社会的活動に参画する機会を確保されることとうたわれています。

4つ目ですけども、全てのこどもについてその年齢及び発達の数度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること、そういった制度づくりをなささい、施策を講じなささいということでもあります。

それで次にお伺いしますが、こういった基本法が新たに設けられたわけですけども、芦屋町のこども計画ですが、この基本法に基づいて、どのように変わったのか、改善点についてお伺いいたします。

こども基本法の基本理念を具現化した政策になっているのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

現行の芦屋町子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づく幼児期の学校教育、保育や地域の子育て支援についての量の見込みと確保の内容などを主に定めています。

次期計画として策定している芦屋町こども計画は、従来の計画の内容に子ども・若者計画の内容を加えているため、こども・若者、子育て支援などに関する計画を一つにまとめることにより、総合的、効果的な施策の推進・進捗管理を行うことができると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

こども計画がどうなっているかという重要なことだと思うんですけど、町はこども計画、これについてこどもたちの施策が講じられていると考えます。

そういう観点からしますと、今回の定例会で一般質問をさせてもらったんですけど、時期が遅かったのかなと私も思って申し訳なく思っているんですけど、もう芦屋町こども計画素案に係るパブリックコメントが実施されて、もう結果も出ているようにお伺いしています。

この中で、77ページにこのこどもの権利の保障に関しての記述があるわけですけど、見られたら分かるんですが、この基本法の基本理念、私が言いました3つ目、4つ目のところ、この辺りのこどもの意見表明とそれを施策に反映する仕組みづくりが、どこにもそんなに具体化した記述がないんですよ。

だから本来はこの計画の中にいかにしてこどもたちの権利を守っていくかという、町の計画がないのと、同じような状況になっているんです。

そういったアドバイスとか私もできればよかったのですが、もう今から間に合うかどうか分かりませんが、今後の仕組みづくりの中で、これについては取り組んでいかなければいけないのではないかな、そう思います。

そういった中でありますが、それではこの権利に関する最近の条例の制定状況と、多くの自治体が制定しているわけですが、それにおける他自治体のことでありますけども、そういった制定している自治体の中の課題として、どう把握されているのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

条例の制定状況につきましては国で調査が行われておらず、また条例の名称が子どもの権利条例、こども基本条例、子育て支援条例など様々で、正確には把握できておりませんが、一般財団法人地方自治研究機構の調査結果によりますと、何らかの形でこどもの権利に関して規定していると考えられる条例は、令和6年12月20日現在で、都道府県では30団体、指定都市では11団体、市区町村では171団体です。福岡県内では60市町村中12市町が制定している状況です。

また課題としましては、こども自身が自らの権利を理解し、権利の主体としての意識を持つことが重要ですが、実際には多くのこどもが自分の権利について十分に認識していないことが挙げられます。このため、啓発活動や教育が重要と考えます。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

松岡議員。

**○議員 7番 松岡 泉君**

今後の制定の方向性でありますけども、今、答弁がございましたとおりでと思います。

この基本法は、こどもの権利を保障するための基本的な枠組みを提供する程度にとどまっております。そしてこの基本法によって、芦屋町としては状況に応じた施策を策定して、実施することが義務づけられているということになります。

こども基本条例の制定はこどもの権利を守り、育成を支援するために重要な施策となります。

そういう意味からして条例の制定が、私は必要ではないかなと訴えるわけですけど、その必要性の具体的なものとしては、こどもの権利の明確化が図れるとともに、責任の所在がはっきりするという点にあるのではないかなと思います。

権利の保護に関しましては、こどもの基本条例について、こどもの権利を明確にできるという観点と保護者や地域、学校、事業者の責任を定めることができますし、そういった責任の所在がはっきりするという点にあるかと思います。

それから啓発活動についても、この条例の中でうたうことができますし、将来こどもたちの権利についての普及啓発をどのようにやっていくか、そういった目的化も図ることができます。

また地域社会における連携に関して、大人の役割、大人が果たすべき役割を明確にして、社会全体でこどもを支える体制を、この条例について定めることが可能になります。

また情報の提供ですね。こどもたちに分かりやすく情報を伝え、自分らの意見を形成するようにすることが特に重要かと思いますが、そういったこともここでうたうことができます。

それから具体的な施策としては施策の明確化、目的をしっかりとうたうことができるんじゃないかと。育成支援や家庭からの支援をどうあるべきかというのを、この基本条例にうたうことがで

きると。そういう観点からしたらやはり基本法では定められてなくて、町の責任を担うために、義務を果たすためには、この基本条例を制定して、こどもたちの権利を守らなければならないと思います。

こどもの権利というものは、この法律と町の条例によって、補完し合うことによって、かなえられるのではないかなと思います。

先ほど他自治体の制定状況についてお伺いしました。課題については、お伺いしますと、既にそういった条例を制定しているんだけど、形骸化しているということが問題化されて、どうすべきかというところは問われているということでもあります。

そういう意味からするとそういった問題の対策をしっかりとやらないと、こどもたちの権利は守れないかと思います。

基本条例を制定していただきたいと思うんですけども、その際は今、先進地として基本条例を制定しているところの課題について、どのように取り組んでいるかという点もしっかり踏まえて、それが形骸化することなく、防止策を盛り込んでおく必要があるのではないかなと思います。

当然計画を作りますと、その実施成果というか推進、管理状況も徹底されて評価とか検証というのは当然行われるかと思うんですけど、結局、計画に対してのチェック機能がしっかりと働いているかということも追及は当然されるわけですけど、形骸化を防ぐ意味からすれば、そういった監視機能を持った一つの仕組みづくりというようなことも必要かと思います。

そういったことも基本条例に盛り込んでもらって、芦屋のこどもたちがしっかりと頑張っていけるような方向性を作っていただければと思います。

今回の町長の7年度の施政方針が発表されて、説明がございました。

私、見ていたんですけど残念なことに今回、芦屋町のこどもたちは芦屋で育てるということはずっと言われていて、町長頑張ってくられたんですけど、7年度の施政方針の中にこどもたちの施策はいろいろ述べられたんですけど、この基本法に基づく芦屋町のだ真ん中にこどもたちがいるというのがどうも見えなかったんですね。ちょっと残念だなと思いました。

そういう意味からすると、国を挙げてこども家庭庁を作ったんですよね。考えられないような新たな組織を作って、こどもを守っていこうという基本法を作って、こどもの権利を守ろうとしている中では、施策としてはどうなのかなと思うんですね。そういうことを勘案しながら、今後の芦屋町のこども計画についても、十分に反映されてないところは見られます。

この新しい計画素案77ページ以降を見てもらって分かるんですけど、これで本当に芦屋町のこどもたちの権利を守れるような仕組みづくりができているのかと思ったら、全然できてないのではないですかね。そういうことを勘案して、今後、今すぐとはいかないと思うので、まだ1年しかたっていませんが、今後の努力次第によっては芦屋のこどもたちがどのように育つかという

のはもう決定づけられるんですよ。

私たちの責任はそこをしっかりと芦屋の将来を見据えて、こどもたちの権利を守って、こどもたちが健やかに育っていきけるような環境づくりをしっかりとやっていくことが重要かと思います。

そういうことを祈念して、頑張ったいと思いますので、以上をもちまして、松岡の一般質問を終了いたします。

**○議長 内海 猛年君**

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

ここで、しばらく休憩いたします。

なお、再開は11時10分から行います。

午前10時59分休憩

.....

午前11時10分再開

**○議長 内海 猛年君**

再開します。

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

11番、日本共産党の川上です。まず第1点に、介護報酬の引下げについて伺います。

2024年度から第9期介護保険事業計画が始まりました。介護報酬も改定となっていますが、大きな懸念として示されているのが、介護報酬の2%から3%の報酬単価の引下げです。

厚生労働省は処遇改善加算があるため、事業全体の報酬は変わらないとしています。この加算をつけて報酬を引き上げる事業者が一部にとどまることは、厚生労働省も認めています。多くの訪問介護事業所が不採算で赤字に苦しんでいます。

そこで次の点を伺います。

1、訪問介護の基本単価の引下げについて、介護事業者の経営困難を増加させるとの認識を持っているのか、このことについて伺います。

**○議長 内海 猛年君**

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

**○福祉課長 智田 寛俊君**

一般的に考えられる可能性にて、回答いたします。

訪問介護における診療報酬の引下げは、介護事業者にとって大きな影響を及ぼす可能性があると考えられます。介護業界では、全国的に既に人手不足や高齢化の進展に伴う需要の増加など、様々な課題に直面しています。その中で、報酬単価の引下げは、事業者の経営基盤をさらに脆弱

にする要因になり得ると思われます。

まず、訪問介護事業者は、サービス提供に必要な人件費や運営費用を賄うために、一定の収入が必要です。報酬単価が引き下げられると収入が減少し、結果として、人件費や運営費用の確保が難しくなることも考えられます。

また、報酬単価の引下げは、介護事業者間の競争を激化させる要因にもなります。収入が減少する中で、各事業者はコスト削減を余儀なくされるため、サービス内容や人員配置を見直さざるを得なくなります。

このような状況では、一部の事業者が経営困難に陥り、最終的には事業から撤退するケースも考えられます。

**○議長 内海 猛年君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

課長の答弁にもありましたが、訪問介護の基本報酬を2から3%引下げは、苦しい経営をさらに悪化させています。

1月8日の厚労省の公表では、訪問介護事業所ゼロの自治体は半年前から10町村増加し、107町村となり、事業所が残り1の自治体は272市町村となっています。全国の約1,700自治体のうち、4分の1に当たる379の自治体で、在宅介護の基盤が消失するか、その瀬戸際にあるのです。全国の事業所数は、半年前から579か所減り、3万4,499か所となっています。

それではこのような中で、介護事業者からはケアマネジャーやヘルパーが不足している状況であると聞いているが、今回の報酬改定は、不足を助長するのではないかと考える。

町は事業者の実態把握を行っているか、これについて伺います。

**○議長 内海 猛年君**

福祉課長。

**○福祉課長 智田 寛俊君**

町内の事業者の実態把握というところで、町内の事業所数につきましては、芦屋町福祉サービスガイドを3年に1度発行しておりますが、その中で、町内の介護サービス事業者を紹介しております。

令和3年度は訪問介護事業所が4事業所ありましたが、令和6年度版の方では3事業所となり、1事業所、減少しております。

特別に実態把握の調査をしているわけではありませんが、介護職員の退職に対して、募集してもなかなか応募がない、採用が難しいというお話を聞くことがございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

芦屋町でも少ない介護事業所が1事業所減っているということです。介護報酬の引下げの影響があるのではないかと考えますが、それでは郡内の社会福祉協議会が、訪問介護事業から撤退しているということを聞きます。

現状はどのようになっているのでしょうか。このことについて伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

郡内の社協の状況としまして、芦屋町のほか、遠賀町、水巻町、岡垣町の各社会福祉協議会にて、訪問介護事業を実施しておりましたが、芦屋町社協以外はいずれも事業撤退しております。遠賀町社協は平成31年1月に廃止、水巻町社協は令和3年11月に廃止し、岡垣町社協は令和7年3月末に廃止の予定となっております。

廃止の理由につきましては、配置が定められているサービス提供責任者の退職によるもの、あと経営不振によるものなど伺っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

行政から補助金を受けて、地域福祉を担うという公的役割がある社会福祉協議会が、全国的にも訪問介護から撤退しているとのこと。

それだけ訪問介護事業が厳しい状況にありますが、それでは芦屋町社会福祉協議会の訪問介護事業は、今後どのようになると考えられるか、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

芦屋町社会福祉協議会の訪問介護事業も経営的に良くはありませんが、職員の待遇を見直して離職防止策を講じたほか、利用者の減少に合わせて、職員配置を見直すなど、経営努力を行っております。

現時点では、最後のセーフティーネットとして、今後も事業を継続する意向であると芦屋町社

協からは伺っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは3点目の、町は介護事業所への事業支援として物価高騰対策を行ってきた。こうした支援は評価するものですが、不足しているケアマネジャーやヘルパーなどを確保するには1事業所だけでは厳しい状況があります。

そこで町独自で、介護職員への援助金等の処遇改善を行い、積極的な職員の確保と定着促進策を図ることを求めますが、いかがお考えでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

介護職員の確保が困難となっているのは、単に金銭的な支援を行うだけで解決できるものではないです。全国的に人材不足となっているため、職員の労働環境や業務負担の軽減、キャリアアップの機会提供、離職防止策、外国人材の活用など、多角的なアプローチが重要になります。町が支援金を支給しても、根本的な解決には至らず、長期的な視点での取組が必要と考えております。

これらの取組は、いち地方自治体で取り組めるものではなく、国が介護人材確保の対策を打ち出し、国の主導の下、町は県と連携して取り組んでいくものと考えます。

また、県と町でもそれぞれ役割がありまして、県は広域的な視点に立って、市町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めます。町は県の取組と連携し、広報活動等によって、福祉介護サービスの意義や必要性についての啓発に努め、従事者に対する相談体制の整備や関係団体等のネットワークの構築などを進めていくものとなっております。

このように長期的視点で、抜本的な対策を必要とすることから、町としての金銭的な支援は、現時点では考えておりません。

なお、厚生労働省が職場環境改善の経費や人件費を対象とする新たな補助金を創出しております。今月の7日に実施要綱が発出されております。

内容としましては、介護職員等処遇改善加算を取得し、生産性向上に向けた取組を行っている事業所が、職場環境等の改善または人件費の改善に取り組んだ場合には、必要な経費を県が実施主体となって補助するというものであります。

このように、国も介護人材の確保に向けて、今後も取組を進めていくものと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

先ほどの質問の中で、1点聞き忘れていましたが、町は介護事業所への物価高騰対策としていろんなことをやってきたと思いますが、その内容について伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

町が町民に対して支援した施策につきまして、高齢者施設や障害者施設に対する支援金、コロナ禍以降、2回支給しております。

1回目は令和4年度に新型コロナウイルスの感染対策として、マスクや使い捨て手袋、消毒用のアルコールを購入する費用として、特養と老健施設には10万円、それ以外の事業所には5万円支給しております。

2回目は令和5年度に物価高騰対策としまして、入所・通所等の種類や利用者の定員などの規模に応じまして、入所系であれば定員1人当たり2万円、これは上限が100万円です。次に通所系であれば定員1人当たり4,000円、訪問系であれば一律3万円ということで支給しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

町もコロナ対策等についてそういった支援をしていますが、先ほどの答弁では、国や県が一時的な加算を行うということですが、介護事業者の賃金自体が一般的な人たちの賃金に比べて7割程度になっているということで、一時的なものではなく、根本から賃金の底上げをやらなければいけないと思います。

それで最後に中山間地域や農村地域だけでなく、大都市北九州市に隣接する芦屋町でも訪問介護の経営が極めて困難になっている状況です。必要な介護事業を必要な方に提供するためにも、社会福祉協議会や事業所の役割は、地域包括ケアを行う上でも重要なものとなります。

介護保険制度の運営主体である町には、介護事業所の確保に努める責任があります。赤字に陥った訪問介護事業所を引きとどめるために、町が打てる施策は、公的お金の投入など、選択肢が限られています。

世田谷区では介護事業所などに緊急安定経営事業者支援給付金の支給を決定し、事業者から喜ばれています。経済的事情や地域によって、必要な介護サービスが受けられないという状況は、社会保険サービスである介護保険制度の在り方として大問題です。健康で暮らすことを国民の権利とする憲法の視点から、高齢者の尊厳を守ることのできる介護保険制度の実現のために、町としても力を尽くすことを求めて、この質問を終わります。

続きまして、2点目の高齢者医療費制度の自己負担額、限度額引上げについて伺います。

政府が2025年度予算案に盛り込んだ医療費の窓口負担に上限を設ける、高額療養費制度の負担上限引上げ方針について、患者団体などから強い不安の声が上がっています。

治療が高額になった場合に利用できる高額療養費制度は、社会のセーフティーネットですが、負担の上限を引き上げることが、今国会で審議されています。

進行性乳がんで正社員以外の平均年収202万円の方だと、高額療養費の自己負担は57万2,400円から63万6,300円と、6万3,900円もの負担額増となります。非課税世帯も含めてすべて増額となるものです。

今回の引上げはがん治療による経済負担、収入減少などへの不安で、心身ともに弱っていく患者の生活の質や生存期間を悪化させる経済毒性を生むこととなります。

治療を諦める人を増やす引上げはやめるよう、国に意見を上げることはできないのか、このことについて伺います。

#### ○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

#### ○住民課長 溝上 竜平君

今回の高額療養費制度の自己負担限度額の引上げにつきましては、社保、国保、後期など、全ての医療保険が対象となっていますが、町が主体となって運営している国民健康保険の保険者としての立場から、国保における高額療養費制度の現状や、今後の運営における懸念点などをお話した上で、国への意見提出の是非についてお答えしたいと思います。

まず、令和5年度の実績とはなりますが、国保における高額療養費制度活用世帯は1,722世帯中445世帯で、その割合は約26%となっております。

これを若干の重複はあるものの、前期高齢者である70歳以上と70歳未満で区分した場合、70歳以上は648世帯中315世帯の活用で、約49%。70歳未満は1,074世帯中130世帯の活用で約12%であることから、70歳以上の世帯での活用率が高いことが分かります。

このことから高額療養費制度は、年金生活者の多いこの世代のセーフティーネットとして機能していることがうかがい知れます。

しかしながら国保保険者として、今後の運営について考えたとき、医療費の削減は避けては通

れない喫緊の課題でございます。

1人当たり医療費の上昇等によって、国保会計は慢性的な赤字状態にあり、国・県からは赤字の解消を求められております。これを短期で解消するためには、現在の試算で国保税を年額2,800万円程度増額する必要がございます。

一方、今回の高額療養費制度の改正については、保険者が支出する医療費の削減を目的としております。これが実施された場合、国保では1人当たりの保険税が年額1,500円程度減少すると試算されており、保険税増額の抑制に寄与するものとなっております。

このことを踏まえ、国保保険者として一部分にスポットライトを当てて議論することはもちろん必要であるとは思いますが、全体のバランスを図りながら、重要な社会保障制度である国民健康保険をどのように公正公平に維持していくか検討することこそ、最も重要であるのではないかと考えております。

最後に国への意見提出ですが、高額療養費制度の改正は、現在国会で審議中であり、内容が確定しておりません。また審議の過程において、がん患者団体等の要望により、4回以上の多数回利用については限度額を引き上げないなどの修正案が示されており、要旨で触れられたがん患者への対応はある程度柔軟に行われているようです。

一方で医療費を支出する公的医療保険の関係団体からは、国に対し、保険料の軽減につながる本制度の改正を予定どおり、令和7年度から実施するよう、要望していることから、置かれている状況によって、要望は様々だと感じているところでございます。

最終的な結論として、国への意見につきましては、先ほどお話した国保の運営における懸念事項や現状法案が確定しておらず、内容が不明瞭であることなどを踏まえ、提出は時期尚早であると考えております。

とはいえ、遠賀郡内自治体の動向は重要であると認識しておりますので、これら自治体の動向については今後注視していきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長 内海 猛年君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

この問題を財政的な問題だけで、観点から見るというのでは、国民皆保険制度の意義という根本から見れば相当、逸脱しているんじゃないかなと私は感じています。

確かに今、国会で論議されていますので、今後も動向を見守るということになりませんが、地方自治体にもこの問題に対して声を上げているところがあります。

島根県の丸山達也知事は18日の定例会で、高額療養費制度の負担上限引上げは、治療を諦め

ざるを得なくなる国家的殺人未遂だと、政府対応を強烈に批判しました。

丸山知事は「憲法第25条生存権の違反と最高裁も判決するだろう。治療を諦める人が相当出てくると分かる数字を提案するのは刑法違反で、国家的な殺人に当たる。」と指摘しています。「どうしてもって言っても、やっちゃいけないこと。国民の首に縄をかけるようなことを平然と日本国政府ができるのか。」と疑問を呈しています。

石破総裁は先ほども言いましたように、衆議院予算委員会で年4回以上、該当される方の自己負担額の見直しを凍結すると、一部修正する考えを示しました。

修正はしたものの、引上げの提案をした政府に対し、丸山知事は「これは日本の行政、政治の最大汚点として、このプロセスが検証されなければいけない。今、治療している人だけではなく、全ての国民の命に関わること。なぜこのような提案ができたのか。そのプロセスを集中審議して明らかにすべき。」と強い口調で批判しています。

方針が出された経緯の検証や責任の明確化を求め、上限設定を閣議決定ではなく、法改正にするよう求めているということです。

高額療養費見直しの流れを2023年の12月に異次元の子育て支援の中で、28年までに社会保障費の2兆円を削減すると閣議決定されました。

その中で、高額療養費制度は24年、去年の12月に、僅か1か月に4回の社会保障審議会医療保険部会の開催を行い決定して、今年の8月から負担増を押しつけるということを決めてしまいました。

審議会は当事者の声を聞かずに決定し、長瀬効果と言われますが、これは政府の官僚に言わせますと、保険料を上げていったら、負担増になっていって諦めさせることができると。これによって、医療費の削減を行うことができるという効果があることで、これで医療費削減ができるんだと言っています。

患者の命綱を断ち切るかのような制度は、手直しや修正でごまかすのではなく、白紙撤回しかありません。国会で石破首相の施政方針で掲げたスローガン、楽しい日本は、先ほど第1問目の介護保険制度の問題や、この高額療養費制度の問題などを見て、楽しいどころか逆に苦しみと危険を増すだけのものであり、今国会での予算が成立したとしても、声を上げ、最低でも値上げは避けるべきで、白紙撤回を求めるべきだということを申し上げて、この質問を終わります。

続きまして、芦屋基地でのPFASの検出について、これに移ります。

まず、私は18歳のときから漁業に従事しているんですけど、漁港のところからは自衛隊の基地がよく見えるんですけど、夜明け前に自衛隊基地の方からもくもくと真っ黒い煙が立ち上がり、30分ほどすると収まるという、こういったことが頻繁にあります。何を燃やしているんだろうと後で聞くと、あれは自衛隊の消火訓練だということが分かりました。

今回、基地の中の井戸から高濃度P F A Sが検出されたのは、長年にわたり、P F A Sを含んだ泡消火液が蓄積し、土壌汚染し、地下に浸透し、汚染水となって、検出されているのではないかという疑念を抱くようになりました。除染を一刻も早く行うために、この問題について質問をしたいと思います。

昨年の10月31日に国の調査で、芦屋基地の水源の井戸水から有機フッ素化合物P F A S 2, 800ナノグラム、目標値の56倍が検出されたことが明らかになりました。

これを受けて県は、昨年12月16日に基地周辺の河川の水質調査を行い、調査結果は基地北側水路から210ナノグラム、120ナノグラム、暫定目標値の4.2倍、2.4倍が検出されています。

そこで伺います。P F A Sは泡消火薬剤に使用されていますが、基地では2010年4月以降は使用してないとしています。それでは、2010年以前の基地での消火訓練の頻度とP F A Sの使用量はどうなっているのか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

町から芦屋基地へ問合わせ、得た回答を申し上げます。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律による規制の対象とされるP F O SまたはP F O Aを含む泡消火薬剤について、その規制以前の使用実績については現在確認中です。

なお、現在の消火訓練では泡消火薬剤を使用せず、水を用いており、回数を申し上げれば、航空機救難消火訓練の頻度はおおむね年8回程度です。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、これも自衛隊に聞かないと分からないので、2点目の2022年7月に公表した、自衛隊施設における泡消火設備専用水槽水質調査結果によれば、芦屋基地の特殊泡消火器の水槽で、3万4,000ナノグラムを検出しています。暫定目標値の680倍に当たります。

現在、芦屋基地には泡消火設備専用水槽はあるのか。また、使用されたP F A Sはどのように処理されたのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

町から芦屋基地へ問い合わせ、得た回答を申し上げます。

泡消火設備専用水槽は現在も保有していますが、PFOS等が含まれる6つの泡消火設備専用水槽水については、2022年度末、令和4年度末までに、関係法令等を遵守の上、適切に処分し、交換が完了しています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

自衛隊の見解としては、使用の実績などは確認しているという、それと水槽水については処理を行ったということですが、2月の20日に防衛省に対して、オンラインで政府交渉を行いました。

そういったときについても、この間のことは十分把握できていないので調査し、回答するという状況だったわけですが、いろんな水槽水とか、薬剤の処分もやったということですが、これは自衛隊が回答しているだけのことであって、実際どうなったかということは基地の中のことから、私たちには分かりません。

例えば、米軍の横田基地では2010年以降、6回のPFASの漏れが起きています。ただこれも米軍からは報告もなく、後の調査でこういったことが起こったということが分かったことで、自衛隊基地内に入って、土壌調査とかもしなきゃいけないと思いますけど。

3点目の、PFASは自然界に存在しないものである。県による基地内の土壌調査を行うべきではないか。

これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

航空自衛隊芦屋基地の飲用井戸水において、有機フッ素化合物PFOS及びPFOAが暫定目標値を超過した件と、それに伴い実施された基地周辺水域の水質調査において、基地北側水路で暫定目標値を超過した件については、基地内現地調査等も含め、原因究明と対策を福岡県環境部環境保全課との協議において、強く要望してまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひ、県を動かして、原因究明、汚染除去を早急にできるように働きかけてください。

それでは、聞くところによると、岡垣町は2月の6日に町長と議長名で航空自衛隊芦屋基地と九州防衛局に、1点目はPFOS及びPFOAの原因究明と自治体への報告、2点目に対策に対する事業費補助の増額などを要望書として求めています。

芦屋町ではPFAS対策について、防衛省に対してどのような行動を考えているのか、これについて伺います。

**○議長 内海 猛年君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 新開 晴浩君**

1月20日と23日に、福岡県が実施した地下水調査の結果が、3月上旬に公表される見込みであるとの報告を受けております。

この調査結果の数値に応じて、九州防衛局や航空自衛隊芦屋基地に対して、基地内調査と原因究明、対策等を求める要望書を、町長、議長の連名で提出することを検討しております。

また、芦屋町基地対策協議会でも、会長名にて要望書を提出することを検討いたします。

このほか、福岡県と協議し、要望書を提出することも考えております。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

岡垣町は2月の6日から7日にこういったことをやっております。

芦屋町も時間を置かず、迅速に、先ほど言われました各部署に、PFASの汚染内容解明を求める行動を行っていただきたいと思います。

それでは新聞報道によりますと、福岡県が地下水調査を行っていますが、前回は新聞報道などありましたが、民間の井戸とか、そういった分については2月下旬に判明するという新聞報道でしたが、そのことについてはどのような結果が出たのかわかりますでしょうか。

**○議長 内海 猛年君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 新開 晴浩君**

1月20日と23日に福岡県が実施した地下水調査の結果は、2月末までに確定見込みですが、それから福岡県が公表の準備を進めますので、3月上旬頃に公表予定と聞かされております。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

公表が遅れ込んでいるようですが、どのような結果になるかというのは分かりませんが、仮に民間の井戸からもPFASが暫定数値以上に検出される、またはそれに近い数字が出るとなれば、ぜひ、これは国として対策を講じてもらいたいと思います。

NHKのクローズアップ現代で、この問題も放送されたんですけど、この中で、例えば米軍の横田基地で漏出事故が起きたときには、米軍が費用負担して調査、除染を行い、近隣住民に対しての説明会などを開催していますということでした。

当然、自衛隊からPFASが汚染源であるという可能性が強いですし、恐らく、今後の解明で、そこら辺がはっきりするでしょうが、そういった中では国が、調査、除染、説明会などをすべきということを強く求めていただきたいと思います。

私たちは2月20日に、日本共産党福岡県委員会と芦屋町、岡垣町、遠賀町の党町議3人と田村貴昭衆議院議員が同席して、オンラインでの芦屋基地内の専用水道でPFASが高い濃度で検出された問題で、防衛省、環境省、農林水産省と政府交渉を行いました。

要望事項は8項目の要望を行っているわけですけど、簡単に要約しますと、まず1点目に、芦屋基地内の地下水の流動調査を行い、汚染の原因究明、自治体への報告を行うこと。

2点目に、特に岡垣町では水道水から出ていますので、汚染の除去費用、新たな水源井戸の確保に必要な事業費は、全額国が負担すること。

3点目に、県や町が実施する健康調査や土壌調査などの費用は全額国が負担すること。

4点目に、国の責任で水道水や農産物、海産物、地下水、土壌等の汚染状況と汚染源の調査を行い、除染などの対策を行うこと。

5点目に、国の責任で芦屋基地の自衛隊員の血液検査を含め、希望する町民の健康調査を進めること。

6点目に、沖縄県や東京都の米軍基地周辺でPFAS泡消火剤を使った、深刻な地下水や河川の汚水が明らかとなり、福岡県でも築城基地の井戸から検出されている。芦屋基地による検査は、今回初めてな上、公表は検査結果の判明から2か月近くもたって行われているのはなぜか。

7点目に、2024年12月24日に検査結果の数値を示したのは、一部の国施設だけです。民間施設を含め、全ての検査結果を公表すること。

8点目に、PFAS等に対し、国際的水準の基準値を早急に定め、健康影響の研究を進めるとともに、予防原則にのっとり、国際水準の規制を進めること。

以上の8項目を国に対して要望しました。

結果は、先ほどの総務課の課長の答弁にあったのとあまり変わらないようなあっさりしたもの

で、基地内の地下水の流動調査など、PFAS汚染の原因を究明し、周辺の自治体に報告することを求め、汚染除去費用や新たな水源井戸の確保など、PFAS対策に要する費用の全額を国が負担することを求めたんですが、防衛省の担当課は、芦屋基地との因果関係が存在することを申し上げることは困難であり、認められないということでした。そして、関係自治体と連携して、相談や協力をして、地元住民の不安を払拭するというので、まるで自治体任せで、自分たちが関係ないようなことで、自治体に協力するのではなく、国が率先して行うという考えは全くないということでした。

そしてPFASについての知見は少ないので、よく分からない問題なので、ということで逃げていましたが、知見を集積していくというのが必要なのであれば、国の責任で調査をして、知見を集積していくことをすべき問題です。

5点目の、PFAS汚染水を飲用していた自衛隊員の血液検査や住民の健康調査については、現時点では不明な点が多いので、今、皆さん方が行っている通常の健康診断とか特定健診とかを受けてもらっていけば、影響を把握できるのではないかとということで、まるで個人責任、自己責任で行えという見解です。自衛隊員や住民の健康を守るという意識は、一切感じられませんでした。

7点目の、海産物の汚染の問題です。1月30日の福岡県の基地周辺水域の水質調査では、基地北側水路で210ナノグラム、はごろも橋で9ナノグラム、海岸から沖合5メートル地点で最大5ナノグラムが検出されています。農水省は、PFASが海産物に蓄積され、数値が上がることは認めますが、暫定数値内なので、問題ないとしています。

しかし米国では、2023年3月、環境保護局は飲料水におけるPFASの生涯健康勧告値、生涯飲用し続けても影響がない値を、70ナノグラムから4ナノグラムへ大幅に厳格化しています。

日本では50ナノグラムということですので、暫定目標値が欧米に比べて緩いというのも問題です。国に対して、目標値を下げるよう、意見を出すべきではないでしょうか。

この点について伺います。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

議員が言われますように、確かにアメリカは生涯健康勧告値を、水道水1リットル当たり4ナノグラムとしております。

一方、WHO、世界保健機関やイギリス、ドイツなどは、目標値をPFOSとPFOAについては、それぞれ水道水1リットル当たり100ナノグラムとしております。カナダに至っては、

P F O S は 1 0 0 ナノグラム、P F O A は 6 0 0 ナノグラムとしております。

現在の日本の暫定目標値である、P F O S と P F O A の合計で 5 0 ナノグラムという基準は、環境省が毎日 2 リットルを一生飲み続けても、健康への悪影響が生じないと考えられるレベルとしております。

これは日本の科学的知見を集積した結果である基準値でありますので、根拠もなく、ただアメリカ並みに厳しい基準にすべきという理由では、意見を出すべきではないと考えております。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

数値を 1 0 0 とか 2 0 0 とかで出している国も確かにありますが、特に欧州では大体 4 とか 5 とか、そういったところが基準値になっています。

日本は 1 9 5 0 年代、6 0 年代で、公害病を発症して水俣病とかイタイタイ病とか、鉱山銅の公害とかを経験した国なので、なおさらそういったところは、今時点では健康かも分からないけど、年数が蓄積していけば被害になるということを今まで経験しているわけですから、そういった点ではアメリカ並みの高い、高いというよりも強い数値にすべきだということだと思います。

この問題については、芦屋町は被害者ですから、こういった問題が出されて被害を受けているので、ぜひ芦屋町の町民がこれによって、健康状態が悪化するようなことがあってはいけないと思います。

いろんな方が学者文化人とかも言っていますけど、P F A S については人体に影響があるということ言われている学者も大分いますんでね。そういった点では、低いほど私たちの健康にとっては大切ではないかなと思っています。

それと環境省の説明では、補正予算に P F A S の総合対策の推進として、実証事業に 9 億円の予算がついているということでした。調査地域というのは 4 月に発足する専門家グループを設置して、そこで決定されるという説明でしたが、国内の自衛隊基地で最も高い数値が検出された芦屋基地ですから、実証事業による汚染源の解明と除染を求めるべきです。

町として、この実証事業を求めるべきではないでしょうか。この件について伺います。

**○議長 内海 猛年君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 新開 晴浩君**

議員御指摘の国の補正予算、環境省の P F A S 対策推進費 9 億円についてですが、これは令和 6 年度の補正予算として、令和 6 年 1 2 月 1 7 日に成立しております。

P F A S対策事業の実証事業の内容は、数か所での対策技術実証と国内外の技術情報収集、そしてガイドラインの作成と公表されています。年度内に事業完了予定ですので、今から芦屋基地で実証事業を実施するよう求めても、間に合わないと考えますが、ここで実証されたP F A S対策技術や収集した情報技術、作成されたガイドラインなどを、芦屋基地及び周辺での原因究明や対策に活用されるよう、福岡県や関係機関に求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

確かに、これについては令和6年度の補正予算の中で、決められたものですが、今国会で令和7年度の予算も審議されております。

その中でもP F A Sの対策、実証事業についての予算等もついてくると思いますので、これだけではなく予算が決定した中で、使える事業があればそういったものを活用して、実態解明をやっていただきたいと思います。

それと住民の不安が、大変大きいものがあります。特に岡垣町とかは水を飲料水として飲んでいたということで、住民説明会を、不安に思っている住民に対して行うべきではないかということを知ったところ、自分たちからはやらないが、自治体から説明会をやるという要請があれば検討するということでした。

これは当然、P F A Sに対してのいろんな知見は、国の方が大変持っているんですから、国が住民の不安を取り除くためには、国が知見を持って説明をして、そして住民の納得を得るということをしなきゃいけないということですが、自治体がやれば検討するということですので、ぜひこういったことも活用して、住民の不安を取るために努力していただきたいと思います。

基地内の消火訓練のP F A Sの状況について、いろいろお尋ねしたんですけど、これは現在、調査中であるということで、後日回答するということなので、これによって、芦屋町で行われた消火訓練でどの程度のP F A Sが使われたのか、回数ほどのぐらいいったのか。そういったものが少しは明らかになっていくんじゃないかと思います。

ただ、自衛隊だけの説明だけで、それで納得していいものかと。やはり県として、自衛隊の基地の中を調査していくことをやらなければいけないんだと思います。

それで最後に、今までいろんな数字とか、場所とか、出ていますけど、この間のP F A Sの測定結果から見る、芦屋基地での蓋然性の高さ。蓋然性というのは確実性の度合いということになります。どうなるのかということについて述べたいと思います。

まず、芦屋基地では2010年4月以降、P F A Sを含む消火剤を使用しておらず、現時点で

自衛隊との因果関係を申し上げるのは困難としていますが、PFASはそもそも自然界にはありません。基地周辺には製造工場や産廃処分場也没有ありません。

1点目に、基地内で行われていた泡消火訓練は、2010年以前はPFASを含む泡消火薬剤が使用されていたということです。

2点目に、2022年の自衛隊施設における泡消火設備専用水槽水質調査結果では、芦屋基地では高濃度の含有水槽水、3万4,000ナノグラムを保管していたことが公表されています。

3点目に、2024年12月16日に福岡県が行った基地北側水路でも、210ナノグラムのPFAS、PFOAが検出されています。

これらのことから、自衛隊基地からPFASが漏出している蓋然性が高いということが考えられます。

消火剤の処理などを行ったと言いますが、その処理の過程とか、処分した内容とか、どこで行われたかといったことは明らかになっていません。

そういった点では、今後も自衛隊の基地の中の調査などを行って、住民の健康を守る検査や調査、説明会、除染などを国の責任で行うことを求めることを要望して質問を終わります。

**○議長 内海 猛年君**

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。

なお、13時15分より再開いたします。

午後0時05分休憩

.....

午後1時15分再開

**○議長 内海 猛年君**

再開します。

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

**○議員 6番 本田 浩君**

皆様こんにちは。6番、本田です。今回は、町民の方からいただきました地域の声について、一般質問をさせていただきます。件名としては2件となります。

1件目は、芦屋町の犬のふんの対応についてです。

現在のペット数がどのくらいなのか、インターネットで調べてみました。ペットの数が、児童生徒数の半数までに及んでいるとか、あるいはペットの数が児童生徒数を上回っているなどの記事がありました。いずれにしても、ペットの人気の分かるところであります。

そのような中、芦屋町内を散歩されている方であれば、歩道にかなりのふんが落ちていること

を御存じかと思えます。もし、執行部の方で犬のふんが落ちている現状を御存じでない方は、町内の散歩される際には、その視点から歩道や公園内を見ていただくと、現状がよく御理解していただけるかと思えます。

ところで大人になって、皆さんは犬のふんを踏まれたことはありますか。中には、こどもの頃にも踏んだことはないという方もおられるかと思えます。実は私はこどもの頃の記憶で犬のふんを踏んだことがありまして、当時は近くの水たまりで靴の底をべちゃべちゃと洗ったものです。

しかしながら、実は大人になって10年ぐらい前になりますが、公園を散歩中に犬のふんを踏んだ経験があります。とても気持ちはブルーになり、嫌な感じがいたしました。

福岡県では犬のふんの始末については、福岡県動物の愛護及び管理に関する条例第5条第2項により、犬の飼い主は、飼い犬が道路、公園、広場その他の公共の場所においてふんを排せつした場合は、直ちにふんを除去しなければならない、と飼い主の義務を規定されています。

しかしながら、犬のふんが道路、公園、河川、庭や田畑などに放置されている事例は後を絶ちません。犬のふんを放置することは、周囲の人を困らせ、不愉快な気持ちにさせます。

犬が散歩中にしたふんは、飼い主が責任を持って回収し、自宅へ持ち帰って始末をする。また、水を入れたペットボトルを持参し、犬がおしっこをしたら水で流すなど、ほとんどの飼い主の方が実行されていることと考えます。

しかしながら、一部のルールとマナーを守ることができていない飼い主のために、ふんによることで美観を損なうだけではなく、臭いによる不快感や、健康にも悪い影響を受けている現状があります。

私は町民の方からの切実な声をお聞きしました。それを紹介いたしますと、その内容は自分の身になって考えてみてほしいと。もし自分の自宅から一步出た玄関や門の前に、排尿・排便をされて踏んでしまったらどう感じますか、どう思いますか、1日の気分はうれしいですか、悲しいですか。大抵の方は悲しい気分が1日を過ごすことではありませんか。何で私の家の前で排尿・排便する？とクエスチョンで、なぜなぜの町民の方の声です。

ほかにも、大変不衛生ですとの声です。この声は小さな公園で遊ばせている親御さんからの声です。もし、こどもが自宅付近や公共の道路や公園等で、放置されている犬のふんを手に取り、誤って口に含んでしまったらと思うとぞっとするとのことでした。特に小さなこどもさんは、手に取ると口に持っていくことが多いので考えてくださいとも言われていました。このような現状では、動物の飼育者イコール悪い、といったイメージとつながりますよとのことでした。

また、家の敷地内や塀に犬のふんや尿が放置され、まちの美観が汚れて大変困っています。飼い犬を散歩させる際、残念ながらマナーを守られていない飼い主の方がおられるようです。ペッ

トを大切に思うあまり、周囲への配慮を忘れてはいませんかといった声など、住民の方の声です。ふん尿は必ず飼い主が片づけてくださいと、ふんだけに大変憤慨をされておられました。

そこでお尋ねをいたします。町にはこのようなふんについての住民の声は届いていませんか。届いている声があるとすれば、どのような声が届いているのか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

町に届く住民からの声としては、自宅近辺や散歩中の道路、公園などに、犬のふんが落ちて、困っているというものがございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

それでは、散歩中の方から犬のふんの対応として、届いた声にはどのような対応をされたのか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

対応としましては、犬のふんを放置しないでください。犬のふんは持ち帰りましょう。など記載された啓発用掲示物を相談者へ配付したり、公園などへの啓発看板を設置したりしております。

また、広報あしやにおいて、犬の飼育についての記事を年1回程度掲載しており、その中で、散歩中の犬のふんの後始末についての啓発も行っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

近隣の自治体でも同様の問題を抱えているものと思われますので、今、御回答いただきました啓発用掲示物を相談者に配付されたり、公園等への啓発看板の設置や、年1回程度の広報あしやへの掲載以外で、既に町で実行されている内容以外に、他市町村の施策を参考にされているような事案はありますでしょうか、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

ほかの市町村の施策で参考にしているものは特にございませんが、遠賀郡内各町に飼い犬のふん害対策について改めて確認したところ、啓発看板の設置や回覧版による啓発、窓口での鑑札交付時に啓発するなどの対策を行っているということです。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

インターネットで他市町村の取組として、ふんの対応について調べてみますと、ふんの対応に困った住民や自治体の対応策として、イエローチョーク作戦なるものを見かけました。この施策は、全国の複数の自治体において実施されているようです。

内容は、ふん放置防止対策として、放置されたふんの周りを黄色のチョークで囲み、見つけた日時を路面に書く、あえてふんはそのまま残しておくといった内容です。このことは飼い主が再び訪れた際、周囲が迷惑していることに気がつき、自発的に回収するようになることを目的として行われているようです。

このことは御存じでしょうか、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

イエローチョーク作戦については、3年前から認識しております。多くの自治体で実施されており、ある程度の効果が確認されている取組であると認識しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしました回答では、ある程度の効果が確認されていると認識されているとのことでした。

それでは、町の負担としてはイエローチョークを御準備していただき、町内全域にお知らせと、飼い主への啓発活動となるお知らせを実施していただくことで相応の効果があると思いますが、重ねての周知になりますが、御準備していただくものは黄色のチョーク1本であり、取組方法は放置されているふんの周囲にチョークで丸を付ける、発見日時を書く、ふんは片づけずに1週間程度様子を見る。

放置されているふんを強調することで飼い主に警告することが目的のため、ふんは片づけをしない。再度ふんの放置があった場合は同じことを繰り返す。このような内容となっています。

実施のことについてはどうお考えか、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

御承知でしょうが、芦屋町には芦屋町環境美化推進委員会という附属機関がございます。その所掌事務の中に、環境美化意識の向上及び啓発に関すること。地域の環境美化活動に関するがございます。

このため、まずは3月末に開催予定の芦屋町環境美化推進委員会で議題として取り上げ、協議していきたいと考えております。

なお、イエローチョーク作戦については、3年前に一度、事務局である環境・公園係で検討したことがあります。当時は大部分が未舗装である公園が問題になったのですが、土や草、芝生にはチョークが使えないことから、実施については見送った経緯がございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

冒頭述べましたように、舗装された歩道の上に放置をされた犬のふんを見かけますので、実施することで、相応の効果が認められるのではないかと考えております。

実際にイエローチョーク作戦の実施によって、どのくらいの効果があっているのか、既に実施されている自治体の担当の方に、先日、電話ではありますが、実施される前と実施された後のイエローチョーク作戦の効果について、直接お聞きしました。

担当の方からお聞きした内容では、チョークでマークすることは、かなりの効果があったと感じています、とのことでありました。実際に職員の方が自治体内をパトロールされた際に、放置をされたふんを月別に記録して、年間分を取りまとめた結果、放置されたふんは減少していることが数字として把握できているとのことでありました。

すぐにでも取組されることを提案したいのですが、対応としてはいかがお考えか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

実施方法や開始時期などにつきましても、芦屋町環境美化推進委員会において、協議していきたいと考えます。

例えば、今回はチョークが使用できる、舗装された歩道等に限定して実施するなど、考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

そうですね。チョークが使用できる舗装された歩道等に限定するといった視点から、別の限定といった意味として、全町内を実施する前に取組期間を限定されたり、あるいはエリアを限定した試行的な実施をされてみて、効果を確認することもいいのではないかと考えているのですが、いかがお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

エリアや期間を限定した試行的な実施も含め、芦屋町環境美化推進委員会において、協議していきたいと考えます。

委員会の事務局である環境住宅課としても、施行する場合のエリアなどを委員会開催前に、事務局案を検討しておきたいと考えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

自治体によっては条例を定めている自治体もありますが、芦屋町では芦屋町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例のような条例を定める予定はないのか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

現在ある芦屋町飼犬条例において、飼主の遵守事項について規定されており、犬のふんについては芦屋町飼犬条例第4条第1項第3号に、飼主は、道路、公園広場、その他の公共の場所及び他人の土地建物等を汚物で汚し、又は損傷することがないようにすることと定められております。

また、芦屋町環境美化条例において、飼い犬又は飼い猫のふんの放置の禁止について規定され

ており、芦屋町環境美化条例第13条第1項に、飼い主は、飼い犬又は飼い猫のふんを放置してはならない。そして第2項には、飼い主は、飼い犬又は飼い猫を散歩させる際には、ふんを処理するための用具を携帯する等し、ふんをしたときは、飼い主が直ちにそのふんを回収しなければならないと定められております。

このように、既に飼い犬のふん害の防止に関する事項を規定した条例が制定されておりますので、現段階においては、新たに条例を制定する予定はございません。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

本田議員。

**○議員 6番 本田 浩君**

今日の回答から、3月末に開催予定の芦屋町環境美化推進委員会で課題として取り上げ、協議していきたいと考えておりますと回答いただきました。

ぜひ芦屋町環境美化推進委員会の委員の皆様との協議を実施していただき、実現されることを期待しまして、次の質問に移ります。

件名2は、高齢者の健康維持についてお尋ねします。

第9期芦屋町高齢者福祉計画からの抜粋となりますが、計画策定の趣旨について、冒頭、高齢化の進行により、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年には、後期高齢者が2,000万人を突破するといわれ、芦屋町でも同年に後期高齢者が2,400人を超え、総人口の19%を超えると予測され、要介護者が増加することが予想されると記載されています。

まさに、今年が第9期芦屋町高齢者福祉計画に示された年となりました。また、芦屋町高齢者福祉計画書の中には、芦屋町における高齢者福祉の課題として、介護保険広域連合が実施した高齢者生活アンケート及び芦屋町が実施した高齢者福祉に関するアンケート結果から、現役世代も含め、健康づくりに意識づけを行う各種講座や教室を開設し、啓発を行うことが重要と記載されています。

さらに、地域づくり・健康づくり活動などへの参加意向として、運営・企画のお世話役として関わってもいいとされる方が3割以上となっております。

このことから、健康づくり活動・介護予防が地域で日常的に取り組まれるよう、体操サポーターの養成、フォローアップ講座を実施する必要があるとも記載されています。

このように、芦屋町では高齢者の健康維持・促進のために、地域交流サロン事業や自治区公民館体操をはじめ、各種施策が実施されており、その施策を実施されている自治区や公民館は相当数に上がっております。そのような中ですから、実施されている施策の効果はかなり現れているものかと思っています。

しかしながら残念なことに、地域交流サロン事業や自治区公民館体操は、全町内での実施には至ってないところから、施策の恩恵を受けることができている方がおられることが懸念されます。施策の対象となっていない町民の方への対応策は、今後必要になってくるものではないかと思っております。

これは最近の私の体験なのですが、現在、健康講座を受講し、体に効果があるなど感じている講座に、芦屋町の、からだ、ゲンキ！教室があります。毎週ではありませんが、ほぼ月曜日の10時から11時半までの1時間30分はストレッチ体操や筋力アップ、有酸素運動等で内容が構成されており、軽快な音楽に合わせて、リズム運動をはじめとして、体力を維持・強化している体操教室となっています。

私がこの講座に通うきっかけになったことは、令和5年第3回議会の一般質問で、町にラジオ体操の推奨を提案したことから、町では、からだ、ゲンキ！教室でラジオ体操を行うことを推奨されたのではないかと考えているのですが、教室の中でラジオ体操を取り入れておられます。

そこで私はこの、からだ、ゲンキ！教室に参加して体験しようという思いから、昨年の秋から通っているところです。その中で、教室に通い始めてすぐに気になったのは、施策の実施が国民健康保険加入者で、特定健診等を受診する75歳以下の方が対象の事業となっていることから、社会保険に加入の方や75歳になって後期高齢者保険になる該当されていた方が、この教室の対象外になってしまうことでもあります。

私が教室に参加して思うことは、人生100年時代がうたわれている昨今の現状からは、75歳になった以降も体に対する運動として、からだ、ゲンキ！教室と同様の体操での体を動かすことができる、75歳以上の別メニュー教室の開設や、社会保険の方でも加入できる、保険の区分を越えた体操教室などがあればいいのではないかと感じております。

そこでお尋ねします。

みんなで元気になろうや！講座や、からだ、ゲンキ！教室の参加者等の現況について、令和5年第3回議会の一般質問の際にお尋ねしたところ、執行部の答弁として、健康教室への参加をきっかけとしまして、参加者の方が自分の健康に関心を持たれ、生活習慣の改善に取り組んでいただけたようになったものと考えておりますと、回答をいただきました。

その後、時間も1年半ほど経過していることから、参加者の方も変更となったり、参加された方からの感想もあるかと思えます。その後の施策を継続している中で、住民の声としてどのような声があるのか、いま一度、からだ、ゲンキ！教室の内容についてお尋ねします。

**○議長 内海 猛年君**

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

**○健康・こども課長 塩田 健司君**

からだ、ゲンキ！教室の内容につきましては、19歳から74歳までの国民健康保険加入者で、若者健診または特定健診を受診する方を対象に、生活習慣病の予防、改善のため、運動習慣を身につけることを目的として、健康運動指導士と一緒にストレッチや筋力トレーニング、リズム体操などを行っており、年間で全40回開催しております。

また、参加された方の声につきましては、運動の内容や時間配分が良い。トレーナーの指導が分かりやすい。毎回楽しく参加しているなどの感想をいただいております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

からだ、ゲンキ！教室を修了して75歳に到達された後、講座に参加できない方の御意見や要望はお聞きされておられますでしょうか。あるのであれば、どのような声があるのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

75歳を過ぎても教室に参加したいと希望される方は多くおられます。参加者で75歳に到達される方には、福祉課の事業の自治区公民館体操や地域サロンを御案内しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

みんなで元気になろうや！講座や、からだ、ゲンキ！教室のほかにも、体を動かして体力を維持するメニューとしては、体操サポーターの養成やフォローアップ講座があります。

この施策の参加者はどのくらいの方がおられて、そのことがきっかけとなって波及している効果にはどのようなものがありますか、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

お答えいたします。

体操サポーター養成講座は、初級コースと修了生コースを実施しております。議員から紹介のありましたフォローアップ講座が修了生コースに当たります。

初級コースは、自治区等でリーダーとして活躍してもらうことを目的に、新規の方を対象として実施しており、ストレッチや筋力アップ体操のほか、高齢者の特徴について学ぶ講話なども含めて、基礎的な内容で実施しております。

修了生コースは、自治区公民館体操や地域交流サロンの参加者、過去に初級コースを受講した人を対象に、体操サポーターとしての継続支援、交流、意見交換を目的として実施しております。

初級コース、修了生コースとも、北九州スポーツクラブ連絡会の健康運動指導士に委託しまして、講師をお願いしているものでございます。

最初の御質問は参加者がどのくらいかとのことですが、それについてお答えしますと、初級コースは、令和4年度は4人、令和5年度は13人、令和6年度は14人の参加となっております。修了生コースは、令和4年度は21人、令和5年度は19人、令和6年度は27人の参加となっております。

波及している効果につきましては、地域住民が主体的に関わりながら、自分たちの手で居場所をつくる、通いの場の一つである自治区公民館体操や地域交流サロンにおけるリーダー育成につながっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

先ほどの回答の中で、75歳を過ぎても教室に参加したいと希望される方は多くおられますとのことなんですが、75歳を過ぎた後期高齢者になりますと、芦屋町では体力の維持向上に関する講座や教室としては、どのような内容のものがあるのかをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

町が実施しているものとしまして、体操サポーター養成講座のほかには認知症予防教室があります。この教室では、頭と体を同時に使う体操を実施しております。

また、自治区主体の通いの場としては、自治区公民館体操のほか、地域交流サロンで体操を行っている自治区がございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしました自治区公民館体操とはどのような内容で、どういった方が対象者となるのか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

自治区公民館体操の目的は、高齢者が安全で効果的な運動を自宅等で実施できるように、基本的な運動指導を行い、また高齢者が集まることによって、自主的かつ継続的な体操の実施を推進するものです。対象者はおおむね65歳以上の町民を対象として実施しております。

ただし、自治区主体の事業となりますので、特に年齢制限があるわけではありません。主な内容としましては、ストレッチ体操や有酸素運動、転倒や骨折予防等の体操を行っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

私が今回お聞きした内容では、後期高齢者の方ではありますが、健康維持として、からだ、ゲンキ！教室修了者の声があります。以前は足腰が元気だったので、散歩をよくしていたけれども、足が悪くなって、距離のある散歩はできなくなられたようです。そのような体調の中で、参加をしていた、からだ、ゲンキ！教室はとても体によかったとおっしゃっておられました。

現在その方は、講座修了後に体力の維持のために、月2回ほどヨガ教室に通うようになったとのことでもあります。ただ、からだ、ゲンキ！教室の継続版のようなものがあれば、ぜひにも参加したいのだと、その方はおっしゃられておりました。

私も高齢化社会、あるいは超高齢社会を迎える中で、このような教室は、住民の要望があれば検討の上、教室を開設していいのではないかと考えておりますが、いかががお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

本田議員の言われる継続版が、自治区公民館体操に当たるのですが、自治区に入っていないと参加できない、またはしにくいとの意見があることも承知しております。

そこで、町民の誰もが参加できるものとするため、令和5年度に体操サポーター養成講座の内容の見直しを少し行いました。先ほど参加者の人数をお答えしましたが、初級コースは、令和4年度は4人の参加しかありませんでした。

その原因としまして、体操サポーターになるのは気が引けるという方もおられると思われました

ので、内容をサポーター養成に重きを置かず、体操教室の一環として参加可能とし、8回のプログラムの中で、サポーターについて知っていただく内容に変更したところ、令和5年度は多くの方に参加していただける結果となりました。

現在、さらに改善するように検討しております、令和7年度から事業内容を変更する予定であります。

令和6年度までは、初級コース8回と修了生コース5回に分けて実施しておりますが、令和7年度からは初級コースと修了生コースを合わせ、さらに1回追加し、年14回の通年のコースとして継続的に参加できるようにします。

また対象者を、初級コースは自治区公民館体操や地域交流サロンへの参加を今後予定している人、修了生コースは参加している人またはした人としておりますが、それを65歳以上の町民としまして、高齢者の誰もが参加しやすい教室にしたいと思っております。

教室のプログラムには、体操サポーターの養成についても組み込みまして、自身の運動を目的としながら、地域のリーダーとなる体操サポーターの視点も、併せて育成していきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

質問の冒頭で、地域交流サロン事業のことにも触れましたが、現時点でサロン事業は町内全域に普及しているわけではありません。町民全員が参加対象となる、地域交流サロン事業の町内版として、体操教室等の体を動かす企画をされてみてはいかがなものかと思っておりますが、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

地域交流サロンは通いの場として地域住民主体で実施していただいております、地域住民が自ら企画、運営するものでございますので、サロン事業の町内版というのは難しいかなと思っております。

町民全員が参加可能な体操教室はただいま説明いたしました、体操サポーター養成講座の内容を見直して、実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

地域交流サロン事業の町内版が難しいことと、体操サポーター養成講座の内容を見直して実施したいと思いますと回答いただきましたので、ぜひ内容を踏み込んだものにして、参加しやすい形に期待したいところであります。

地域住民の交流の場として、昨年、地域交流サロン事業の地域交流サロン事業交流会が開催されました。私は花美坂区の担当者として参加しました。そこでは繰り返しとなりますが、地域交流サロン事業が全地区での開催には至っていないものの、8割ほどの自治区での開催となっている現状をお聞きしております。

冒頭で触れましたが、今年は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年です。後期高齢者の方が増えてくることかと思えます。

そこで、この地域交流サロン事業の町内30全自治区での事業開始に向けた、さらなる計画はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

町としましても、地域交流サロンの実施地区の拡大は、ぜひともお願いしたいところでありますので、毎年未実施地区の区長さんに、区長会でお願いしているほか、回覧版や広報あしやなどでも立ち上げについてお願いしております。

また町として、立ち上げを考えている自治区に対しましては、無理のない立ち上げや継続したサロン活動ができるよう、講師を派遣して支援しているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

昨年の地域交流サロン事業の地域交流サロン事業交流会の中で、他自治区の方から、不安に思う内容のお話を伺いました。各自治区で地域交流サロン事業を開始して、それぞれの自治区で相当期間が経過し、当初メンバーとして参加されていた方が参加できなくなってきて人数は減る一方となり、参加されるメンバーが一向に増えないといった参加人数の問題と、実施している事業のメニューがマンネリ化をしてきたとお聞きしました。

そこで、現在の地域交流サロン事業を実施されている地区間で、2地区合同、あるいは3地区合同といった複数地区の地域交流サロン事業の開催の中で、年間を通してまずは希望地区には試

行を兼ねた、1回といったような実施回数を限定した、他地区との交流会を合同開催する計画を  
されてみてはいかがなものかと思っておりますが、いかがお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

議員から御提案いただいた合同開催につきましては、地域交流サロン事業は、地域住民が主体  
となって実施するものですので、何も制限をかけているものではございません。

サロン間での交流を深めるとともに、合同で実施することによる経費の削減も考えられますの  
で、ぜひ合同で実施する意向のあるサロン同士で、検討いただきたいと思っております。

また、町で支援できることがありましたら、相談いただければと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

地域交流サロン事業の地域交流サロン交流会の中で、印象に残っているメニューとして、バー  
チャル観光旅行の話がありました。

なかなか高齢者になられて、どこかに出かけるのは、出かけた気持ちはあるけど、準備や体  
調を考慮すると実際に旅行に行くのは難しいとお話をお聞きしております。

このようにバーチャルでの観光旅行は非日常を感じながら、地域に居ながらにして楽しめる時  
間になるのではないかと思います。そのようなメニューを実施される際には、単独の自治区だけ  
ではなく、自治区の輪を広げて複数の自治区での開催、あるいは学校区での開催、町単位での開  
催のように、マンネリ化を防ぎ、参加される方の減少も防げるものになると思っております。

今後、地域交流サロン事業の計画をされる際には、各自治区の枠にとらわれない枠組みでの実  
施はいかがかなと考えておりますが、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

交流会で講師の方が紹介されましたバーチャル観光旅行は、町が主催して参加者を募ったもの  
ではございません。コロナ禍で外出ができない時期にできることを事業者からの提案を受け、町  
から案内があったのかもしれませんが、地域交流サロンの参加者の方たちが主体となり、企画、  
実施されたものでございます。

回答が重複してしまいますが、各自治区のサロン事業の活性化を目的として、合同で実施され

ることにつきましては、町としても賛成でございます。ぜひ、サロン同士で声を掛け合い、自治区の枠を超えて、高齢者同士が交流を深めていただければと思っております。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

本田議員。

**○議員 6番 本田 浩君**

高齢者の交流の場として、様々な内容での企画をしていただいている担当者の方には感謝をしているところであります。今回の一般質問は住民からの声を担当課にお伝えして、何とか住民の要望がかなうのであればとの思いから質問させていただきました。

先ほどの回答にも、75歳を過ぎても教室に参加したいと希望される方は多くおられますという回答をいただきました。

この75歳以上の高齢者の方が、運動することを望まれているのであれば、先ほども申し上げましたが、名称は何であっても、内容が定期的に、からだ、ゲンキ！教室の継続版のような運動教室の開催を検討されてみてはいかがなものかと思うところであります。

また、先ほどは地域交流サロンは、通いの場として地域住民主体で実施していただいております、地域住民が自ら企画、運営するものでございますと回答をいただきました。

しかし、企画、運営を行う住民主体の各自治区においては、自治会役員等の役員の成り手不足は、各自治区で悩ましい課題となっている現状があります。そのような現状の中では、地域住民が自ら企画、運営するものには、マンネリ化や企画、運営の限界等の課題を、多く抱えているものと思われまます。

他自治体の取組ではありますけれども、この自治体は健康寿命日本一を掲げて取組をされておられます。

これは国内ランキングの1位を目指したり、他の自治区と比べて1歳でも長く、を目指したりするものではないようです。

重要なのは、住民の誰もが健康上の問題で、日常生活が制限されることなく、はつらつと元気に暮らし、心の健康と体の健康のバランスがとれた、活力あふれる生涯を送ることができる町であることが考えられています。

このような町の姿に向けて前進しているのか、そうでないのか、現状を見極め改善していくために2つの指標を作っておられまして、定期的に観測をされて、町の現在地として公表されています。

1つは、主観的健康観として、自分が健康であると感じている住民の割合が増えること。

2つ目は、日常生活が自立している期間として、要介護2以上になるまでの期間を延ばすこと、

といった2つの指標を掲げてあります。

芦屋町にも素晴らしい施策や取組内容がありますが、今回のような町民の声があれば、ぜひ、現在展開されている健康維持や健康づくり等で実施されています施策が、何人ぐらいの住民の取組内容となっているのか、参加できる住民の対象はどうなっているのかなど、今の施策以外に健康寿命を延ばす施策があるのでは、といった施策の見直しの現在地としていただけないかと思っております。

最後に繰り返しとなりますが、令和7年度の施政方針の中にも、健康づくりについて、第3期芦屋町データヘルス計画、第4期芦屋町特定健診実施計画に基づいて、健康教室などによって、健康づくりに対する意識を高めていくことが述べられています。

今回の町民の声としてお聞きした方は、健康づくりについては十分に意識されており、その方法を町に提案している形になろうかと思っております。

また、ふくおか健康ポイントアプリの利用者増に向けた取組は、健康を意識されている方には毎日の運動量が見える形となり、健康に対する取組結果が励みになることかと思えます。

その取組推進をされる中で、ふくおか健康ポイントアプリは、携帯電話のアプリを使用することとなりますので、高齢者の方にはアプリの使い方の支援も含めてぜひ、利用者の増加に向けた取組と町民の声に寄り添った、健康づくり施策が展開されることを期待しまして、一般質問を終わります。

**○議長 内海 猛年君**

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

.....

**○議長 内海 猛年君**

次に5番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

**○議員 5番 萩原 洋子君**

5番、萩原です。通告に従いまして質問してまいります。

件名1、PFOS、PFOAの対応について。

昨年、航空自衛隊芦屋基地内の飲用井戸において、PFOS、PFOAの濃度が国の暫定目標値の30倍を超える1,500ナノグラムを検出いたしました。

この結果を受け、県は基地周辺の井戸所有者に対して戸別訪問を行い、井戸水の飲用を控えることや水質検査の必要性などの情報提供を行い、周辺水域の水質検査及び地下水調査を行っているとのことでした。

航空自衛隊芦屋基地の飲用井戸で検出されたPFOS、PFOAの値は、全国的にも高いことから、テレビや新聞などでも大きく取り上げられ、町民の方への影響はないのか、汚染範囲は判

明したのか、といった不安を感じている町民もおられます。

そこで県の調査結果や、県や町、そして不安を感じている町民への対応についてお伺いいたします。

なお、午前中に質問された川上議員と重なる質問もありますが、通告に従いまして質問してまいります。

要旨1、県の調査結果について。

県は基地周辺の河川や水路8地点で水質検査を実施しています。その調査結果をお答えください。

**○議長 内海 猛年君**

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

**○環境住宅課長 新開 晴浩君**

芦屋基地周辺の河川及び水路8か所並びに海域6か所において、福岡県が実施したPFOS及びPFOAの水質調査結果については、令和7年1月30日に公表されております。

その中で、芦屋基地北側水路1か所において、暫定目標値を超過しました。具体的な数字としましては、令和6年12月16日採水分が、1リットル当たり210ナノグラム。令和7年1月14日採水分が、1リットル当たり120ナノグラムとなっております。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

萩原議員。

**○議員 5番 萩原 洋子君**

県の調査結果では、基地北側水路の値が高く、1回目が210ナノグラム、2回目が120ナノグラムということです。

そこで2点、追加質問いたします。

まず1点目、確認ですが、この基地北側水路はどのような水路なのか、お尋ねいたします。

2点目は、1回目の調査と2回目の調査の値が違う点について、町はどのような分析をされているのか、お聞かせください。

**○議長 内海 猛年君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 新開 晴浩君**

まず1点目の、この水路はどのような水路なのかについてお答えします。

この北側水路のほうに向かって、自衛隊の敷地内で雨水管が北側、海側に向かって走っております。このため、この水路は基地内の雨水が流れているものと捉えております。

そして2点目の、この数値の違いにつきましては、雨水が流れておりますので、サンプルを採水時の直前の雨量の違いによるものと捉えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

私もこの基地北側水路を見てきました。昨日行ったんですけども、基地のほうからの水は確認できなくて、その地点のところから湧き出ているような感じでした。場所としては、間違っていないと思います。

今、雨量によって、数値が変化するというのであれば、今後もモニタリングの調査が必要ではないかと思えます。これについても要望いたします。

次に、県は基地周辺地区における地下水調査も行って、その調査結果が、県のホームページでは2月下旬頃に公表しますとなっておりますが、現時点でもまだ公表されておりません。まだ発表されていないようですが、県からの情報提供などはないのか、お聞かせください。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

この調査結果については、2月末、明日までに確定見込みですが、それから福岡県が公表の準備を進めますので、3月上旬頃に公表予定と聞かされております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

この件を受けて県のホームページでも、近隣の自治体と協議する、その後対応方針を検討すると発表されております。ということは、まだ県との協議も進んでないということでの認識でよろしいのでしょうか。

お答えください。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

途中で一度、2月17日に県と協議を行いました。まだ数値のほうも出ておらず、芦屋町としましては、これからの方向性、要望や原因究明などについて、大まかな話をしたにすぎません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

すみません、先ほどから質問要旨2に入っております。今後の県や町の対応についての今、質問でございました。

まだ、本格的な協議が進んでないということですが、近隣の岡垣町では、町の対応方針や具体的な対応、既に九州防衛局、自衛隊等に要望書を提出している旨がホームページでも公表されております。

先日開催された基地対策協議会の事務局からも、要望書の提出のお話がありましたけども、町民の対応も含めて、この問題に対して、町は具体的にどのような対応をお考えか、お聞かせください。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まず繰り返しになりますが、先ほど申し上げた2月17日に芦屋町と福岡県で、基地周辺におけるPFOS超過にかかる協議を行っております。

その協議の中で、芦屋町と福岡県だけでなく、関係機関との合同協議を行うこと、そして、九州防衛局、芦屋基地へ原因究明や基地内調査協力を求めるなど、要望内容等の調整を行う予定であることを確認しております。

そして、芦屋基地の飲用井戸水及び基地北側水路で暫定目標値を超過した件については、基地内現地調査等も含め、原因究明と対策を福岡県環境部環境保全課との協議において、再度要望してまいります。

そして、基地周辺地区における地下水調査の結果につきましては、福岡県の公表後速やかに町のホームページにも掲載するなど、周知に努めます。

そして、先ほどから繰り返しておりますが、1月20日と23日に県が実施した地下水調査の結果が、3月上旬に公表される見込みであるとの報告を受けております。

この調査結果の数値に応じて、九州防衛局や航空自衛隊芦屋基地に対して、基地内調査と原因究明、対策等を求める要望書を町長、議長の連名で、速やかに提出することも検討しております。

また、芦屋町基地対策協議会でも、先ほど議員がおっしゃったように、会長名にて要望書を提出することを検討いたします。さらに、このほか、県と協議をして、要望書を提出することも考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

全国的にもこの問題は、芦屋町が1番濃度が高いってことで、報道もかなりされましたので、町民の関心も不安も大きい問題です。

要望書のほうを提出される方向で、今、調整されているってことですが、この要望書自体はホームページ等で公表されるお考えはあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

現段階では、まだ要望書の内容も定まっておられませんので、現在、まだ方向性まででございます。

ただ一方で、岡垣町のホームページを見ますと、九州防衛局及び航空自衛隊芦屋基地への要望書はしっかり公表してありますので、それを踏まえて、芦屋町内でも検討して努めたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

町民の方も、今後どのような対応を町がとるんだらうということで、非常に関心もお持ちですし、ぜひそういった公表をしていただきたいと思いますと思います。

要旨3、不安を感じている町民への対応について、まずは今回の件で、町に問合せはあったんでしょうか。また、件数や内容についてもお聞かせください。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

昨年12月24日の公表からの問合せ件数ですが、環境住宅課には合計で26件の問合せがっております。これは本日時点です。また、これは新聞社などマスコミの問合せや取材も含んだ件数です。

内容としましては、井戸の所有者から水質検査機関を教えてほしいといったものや、水道水、上水道は大丈夫か、問題ないのかといった問合せがほとんどでございました。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

すいません、もう1回聞かせてください。検査機関についてと、あともう1点はなんて言われました？すいません。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町の水道水は大丈夫かという旨のお問合せでした。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

私も水道水、大丈夫ですかというお問合せも実は入っております。

あと、検査についてのお問合せっていうのもあっているようなんですけども、県は基地周辺の16の井戸から抽出調査をするとの報道があってました。

そこでお尋ねします。

確認ですが、県は何件の井戸に対して地下水調査を行ったのか。その抽出基準についてもお聞かせください。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まず、基地の暫定目標値を超過した井戸から500メートルの範囲、半径500メートルの中には16か所の井戸があり、そのうち、7か所の井戸についてサンプル調査を行っております。

そしてその調査方法ですが、井戸から500メートル範囲を一辺200メートル四方のメッシュに区切り、各メッシュから井戸1地点、1か所を選定する方法により、福岡県が水質調査を実施しております。

なお、メッシュ内に複数の井戸がある場合は、まず1番に飲用井戸があれば、飲用井戸を選定しております。次に、飲用井戸がない場合は、井戸の深さや帯水層などが明らかな井戸を選定することとしておりますが、深さ等が明らかな井戸はございませんでした。この場合は、基地内の目標値超過井戸により近いところ、西側の井戸を選定要件としております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

確認です。水質検査の費用は、どの程度かかるのかお答えください。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

福岡県からの情報提供によりますと、検査機関や採水方法、サンプル提出方法等により異なりますが、料金の目安としては4万円から6万円程度ということでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今回、基地内で高濃度のPFOS、PFOAが検出されたことを受け、県の調査対象にならなかった方が検査しようとお考えになっても、費用が4万から6万円もかかるとなると、経済的負担は大きいと考えます。

電話の問合せでも検査機関のお尋ねがあったということなんですけども、そもそもPFOS、PFOAの2つの物質は有害性が指摘されたことから、国は2020年に暫定目標値を設定しましたが、検査などの法的な義務づけはありませんでした。

今後、水質検査が義務化されるといった報道もありますが、個人所有の井戸については、所有者自身が検査を行い、衛生管理していただく必要はあると思いますし、町のホームページでもそうなっております。

ただ定期的に水質検査を受けていた方は、今までは大腸菌の検査ぐらいでそんなに高くなかったと言われております。

今まで普通に井戸を使えた方が、原因も分からないまま突然、井戸の利用を控えてください、検査が必要ですよ、そして検査機関はどこですか、費用は幾らですかって聞いたら、4万から6万もかかるということに今なっているんですよ。

町民の方々が、これではもう本当に、特に付近の方は不安ではないかと思うんです。

まず不安をどのように軽減させていくか、安心していただくか、どのような要望を町が出されるか分かりませんが、まず1点目、水質検査の費用負担を今後検討していくべきではないかと私は考えますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まず、町民負担への不安についてですが、この件が明らかになって以来、芦屋町では井戸の所有者に対して、井戸水を飲用として利用せず、水道水を利用することを強くお勧めしております。

芦屋町の水道水は、北九州市から供給されており、北九州市上下水道局において水質検査を実施し、水道水の安全性は確保されております。

また、芦屋町全域が上水道供給区域でありますので、上水道を利用することで、日常生活に支障を来すことはありません。

このため芦屋町では、個人所有の井戸水の水質検査費用を補助する考えは、今のところございません。

なお、要望内容につきましても、これからまだ検討していく中でありますので、今この段階では何とも申し上げることはできません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

先ほど、飲用の井戸のところも中止されていますので、飲用されている方も多くはないかと思いますが、いらっしゃると思います。

井戸を所有されている方は、こういったものに飲用以外に使われておられますか、その辺調査されてますか。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

我々が、県と一緒に飲用指導に行った際のお話では、飲用以外の利用としては、食器洗いや洗濯、植木の水やりなどの生活用水としての利用がございました。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今回のPFOS、PFOA、町民の方から、かなりの高い濃度が検出されて、それがどんな影響があるのか、今のところ分からないんですが、見えないだけに不安を感じておられるんですよ。

お茶碗洗ったりとか、野菜にも家庭菜園にも水をやるってこともありますよね。

私がお話聞いた方は、夏なんかはこどものビニールプールに水を入れてあげたと。大丈夫かしら孫がって、そういったことでも気にされる方っていらっしゃるんですよ。それってやっぱり、何か分からないから不安を感じてるんですよ。

町は今、町が問題じゃないので、町が検査費用を負担するという事は、もう考えないということですが、町は水質検査の費用を負担しないってことですが、原因究明、要望されるお考えであれば、原因者に負担していただくっていう方法もあるのではないかと思います、その点について、お考えがあればお聞かせください。

**○議長 内海 猛年君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 新開 晴浩君**

まだ、原因者が特定されたわけではございませんので、まずは繰り返しになりますが、原因究明のほうに努めていきたいと考えております。

そしてまた、先ほどおっしゃったようなこどものプールとか庭の水やり、これも、私も子育て時代、庭で家庭菜園しているときも上水道使っておりましたので、そのようにして不安を解消していただければと考えております。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

萩原議員。

**○議員 5番 萩原 洋子君**

次に健康への影響を心配する声もあります。

P F O S、P F O Aは健康への影響が懸念される有機フッ素化合物の一種で、泡消火薬剤や界面活性剤など幅広い用途で使用されてきました。これらの物質は自然界で分解されにくいので、環境中に蓄積されやすく、また、風や水などに乗って長距離を移動するという性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められています。

町のホームページによると、健康への影響については確定的な知見がないとのことですが、P F O S、P F O Aの性質を考えれば、井戸水を飲用されていた方が不安になるのは当然です。

また、井戸を所有していない方からも、水道水も心配といった声がございます。不安のある方に対しては、健康相談及び状態の把握、そして地域住民に向けて伝わる情報発信が必要ではないかと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

**○議長 内海 猛年君**

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

町民・住民の不安の取り除き、とても大切なことと思います。

まず、上水道につきましては、まだまだ情報をしっかりと認識されていない方もいらっしゃると思いますので、まずは芦屋町の上水道は安全であるということを繰り返し情報発信していきたいと思えます。そして、健康に不安はあるのかもしれませんが、ただ、現段階ではどのように不安を取り除くかも、我々自身もまだよく分かりませんので、これも県と相談しながら、どのようにしていくのが一番良いのかも協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

どうぞよろしくお願いいたします。

まだ県の地下水調査の結果が発表されていませんが、その結果が目標基準値を超えた場合は、周辺で影響が広がっていないか、さらに範囲を広げて調査する必要があると考えます。

そこでお尋ねします。

一体町内にはどれぐらいの方が井戸を所有されているのか、芦屋側、山鹿側で分けてお答えください。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

お答えします。

町内で把握している井戸の数ですが、これは下水道料金を徴収させていただいている井戸の箇所、世帯数となります。芦屋部で79件、山鹿部で42件、合計121件となります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

最後に国の指針により、県は汚染が確認された井戸から半径500メートルを目安に、地下水の汚染調査を行っています。調査範囲に入らなかった井戸所有者、また井戸を所有されていない方も不安を感じておられます。

今後も地下水のモニタリング調査を継続すること、また地下水の調査の結果次第では、周辺で影響が広がっていないか、さらに範囲を広げて調査すること、そして今後、県と協議に入られる

と思いますが、町民の方々の不安に寄り添うよう、対策を強く要望します。

1件目の質問をこれで終わります。

件名2、下水道管の老朽化について。

下水道管の老朽化は、全国的にも課題になっている中、1月28日に埼玉県八潮市で、大規模な道路陥没事故が発生いたしました。

この事故を受け、特に浸水しやすい地域の住民などから、ここでも同様のことが起きるのではないか。定期点検はどのように行っているのかと心配する声がございます。

そこで、下水道管の老朽化の問題について、お伺いしてまいります。

要旨1、下水道管の現状と課題について。

町内の下水道管の現状と課題についてお聞かせください。

**○議長 内海 猛年君**

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

**○都市整備課長 小田 武文君**

それでは下水道の現状と課題について、御説明させていただきます。

人口減少や節水機器の普及など、水需要の減少に伴います下水道使用料収入の減少が続く中で、昭和50年頃から平成当初にかけて、整備をしてきました多くの施設は老朽化が進んでおりまして、施設の更新や耐震化に多大な費用が必要となるなど、経営環境は厳しさが増しておるところでございます。

このような中、持続可能な下水道事業の実現に向け、全ての町民がいつまでも安心して暮らせるよう、安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供することが課題であります。

以上でございます。

**○議長 内海 猛年君**

萩原議員。

**○議員 5番 萩原 洋子君**

安定的な下水道事業を、サービス提供していくってということが課題で、していくってことですが、今回の八潮市の道路陥没事故を受けて、国から下水道管理者に対し、適切な施設管理を徹底するよう要請があったと思いますが、町はどのように対応を行ったのか、お聞かせください。

**○議長 内海 猛年君**

都市整備課長。

**○都市整備課長 小田 武文君**

八潮市の事故を受けまして、国から福岡県のほうに、それから福岡県から各市町村のほうに注意喚起がなされております。

内容は、適切な時期に点検を行うとともに、点検により異常が把握された場合は、速やかに補修を行うなど、適切な施設管理に努めるよう、求めるものでございます。

また、路面の異常等に一層留意し、異常がある場合は、道路管理者と緊密な連携の下に対応するよう求める内容でございます。

芦屋町では、幹線管渠や枝線管渠につきましては、一定の頻度でカメラ調査を実施してきておりまして、異常を発見した場合には、速やかに補修工事や更正工事を実施するなど、対応をしてきております。

また、都市整備課内に道路を管理する土木係も下水道係も一緒に存在しておりますので、従前より道路の異常を感知した際には、常に連携して対応をしてきておるところでございます。

福岡県に確認しましたところ、この八潮市の事故を受けまして、福岡県内で緊急点検を実施した自治体は福岡県、これは流域下水道を持っておる関係で福岡県と政令市の福岡市、それから北九州市、次いで人口の多い久留米市のほうで、予算をつけて実施をされておるとのことでございます。

芦屋町におきましては、この注意喚起、県から注意喚起がなされましたその次の日に、主要道路をパトロールさせていただきまして、道路上の目視点検のほうを行ってございます。

郡内他町も確認しましたところ、ほぼ同様の内容を行っているとのことございました。

以上でございます。

**○議長 内海 猛年君**

萩原議員。

**○議員 5番 萩原 洋子君**

今のお話ですと、ふだんから点検などの施設管理を行っているってことですので、近隣他町を合わせて緊急点検等、ということでは実施してないというお話ですけども、町民の方から道路陥没の御連絡がありまして、度々、担当課には御対応をお願いする機会もございます。

町内で発生している道路陥没の規模も含めた状況と原因及び補修数をお答えください。

**○議長 内海 猛年君**

都市整備課長。

**○都市整備課長 小田 武文君**

それでは町内で発生してきております、道路陥没の状況規模とその原因についてお答えさせていただきます。

下水道が原因の道路陥没件数などにつきまして、令和3年度、4年度、5年度、6年度と状況をお答えいたします。

いずれも小規模な陥没でございます。令和3年度は4件ございました。汚水樹の劣化に伴いま

す土砂流入に伴うもの、これが2件。これは汚水桝の補修により対応しております。次に、陶管、陶器でできた下水道管でございますけど、このひび割れ箇所からの土砂流入、これが2件。取付管の取替え補修、それから汚水管の内面補修により対応してきております。

令和4年度、6件ございます。汚水桝の劣化に伴います土砂流入、これが3件。汚水桝を補修し対応しております。次に陶管、これのひび割れ箇所から土砂流入、これが3件。取付管の取替え補修で対応しております。

続きまして令和5年度、2件ございます。汚水桝の劣化に伴います土砂流入、これが1件と陶管のひび割れ箇所から土砂流入、これが1件でございます。

最後令和6年度に1件。これは陶管のひび割れ箇所から土砂流入しまして、汚水管の内面補修により対応いたしました。

それから参考にですが、近年の大規模陥没。これが約8年前に1件起こっておりますので、御紹介いたします。

平成29年9月18日に山鹿の三軒屋におきまして、下水道管450ミリの鉄筋コンクリート管でございますが、これが八潮市と同じで、硫化水素による腐食が原因で破損し、直径が3メートルの深さが2メートル程度の陥没が発生してございます。

この大規模陥没事故の対応としましては、掘削して破損箇所の鉄筋コンクリート管の取替えを実施するとともに、当該路線の内部をライニングする工事、管更正工事を実施しました。ライニングといいますのは、管の内面に定着可能なシートを比較的厚く覆う表面処理を施したということでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

御丁寧な説明ありがとうございます。

要旨2、下水道管の老朽化対策について。

芦屋町の下水道管も使用開始から40年以上が経過しています。どのように老朽化対策を今後進めていかれるのか、お聞かせください。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

老朽化対策をどのように進めているのかというところにつきまして、御説明させていただきま

す。

下水道管の老朽化対策につきましては、ストックマネジメント計画というのがございまして、これにのっとって行っております。

ストックマネジメント計画とは、下水道施設を財源等の制約の下に、適切に管理していくために、短期的な部分最適による改築ではなくて、中長期的な視点で下水道事業全体の今後の老朽化の進展状況を捉えて、優先順位をつけながら、施設の改築を進めることで、事業費のさらなる削減を図ろうとする計画でございます。

このストックマネジメント計画の中で、管路施設でありますとか、処理場、ポンプ場における点検、それから調査頻度等を定めてございます。

また、施設の改築計画も定めておりますので、これらに基づきまして、老朽化対策に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

**○議長 内海 猛年君**

萩原議員。

**○議員 5番 萩原 洋子君**

八潮市の事故を受けまして、下水道管の調査や工事について、関心を持たれている方もおられます。

今、下水道の道路陥没の状況もお聞かせいただきましたが、私も御相談を受けて、実際、現場に行きまして、それから担当課に御相談するんですけども、内容が下水道管の老朽化だけではないかと思いますが、もしも夜とかであれば、そこにもし住民の方が通りますと、こけたり転倒する可能性のある陥没もあったり、実際することもあります。

また先ほど三軒屋ですかね、大きな陥没もありましたっていうことです。

町は下水道管の調査や工事の方法を、どのように行っているのか、その点をお聞かせください。

**○議長 内海 猛年君**

都市整備課長。

**○都市整備課長 小田 武文君**

調査や工事は、どのように行っているのかにつきまして、お答えさせていただきます。

この調査や工事につきましては、まずカメラ調査等を実施しまして、悪いところから順次、補修や更正工事のほうを実施しております。

補修工事といいますのは、掘削しまして管などを補修する工事や、掘削せずに管内部にシートを貼りまして補修する工事、内面補修工事と言いますが、このようなものがございます。

一方、更正工事といいますのは、掘削せずに路線全体の管内部をライニングする工事でございます。管の内部にシートを引込みまして、内部表面を被覆する、このようなものでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今、カメラ調査の話が出ましたけども、大体、カメラ調査は頻度としてどれぐらいされるのでしょうか。

それと工事の方法ですが、今何点か言われましたけど、私とか素人ですので、どういったふうにするのかなと思って少し調べてみたんですが、大体、町としてはどういった工法でされることが多いのかお聞かせください。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

まずカメラ調査の大体距離ですね、大体、毎年度3キロほど実施しております。

次は何でしたかね。——多いのは、劣化した部分にシートを内面に貼る工事が多いです。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

先ほど課長も言われましたが、芦屋町下水道ストックマネジメント計画、私もこれ読ませていただいたんですけど、改築の判断基準である緊急度Ⅱ以上の下水道管が存在し、老朽化が進んでいるため、令和3年度から令和6年度にかけて、下水道管の改築工事を行う計画となっております。

この工事、計画どおり今年度終了するのか、またほかに改築が必要な緊急度の高い下水道管はないのか、お聞かせください。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

計画期間を令和2年度から令和6年度とします、現在のストックマネジメント計画におきましては、予定どおり今年度末で終了いたします。

また、令和7年度から計画期間5年間取りまして、次期計画を現在策定中でございますので、今後は現在策定中のこの計画に基づいて、下水道管の老朽化対策を行ってまいります。

あと、緊急度の高い施設ということでございますが、特に硫化水素が発生する、腐食環境下の

管が劣化しやすいということがございます。

この腐食環境下の管といいますのは、下水の貯留、その他の原因により、腐食するおそれ大きい箇所ということになりますが、このような管が劣化しやすい箇所となりますので、特に注意する必要があります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

すいません、ストックマネジメント計画、令和2年度から令和6年度ということで、修正いたします。

来年度から、また5年間の計画が、改築工事が進められるということですが、下水道管の老朽化の改善にどの程度時間がかかるのかっていうのが、私が思うことなんですけども、令和4年度末の下水道管は約97.5キロメートルです。

老朽化した管はどの程度、現在あり、1年間にどの程度工事できるのか、近年の改善率も併せてお答えください。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

まず、令和2年度から令和6年度のストックマネジメント計画では、老朽した管の更正工事を実施しております。

令和5年度では、1工事で延長が約80メートル、令和6年度では、2工事で延長が約160メートルの更正工事を実施しております。

このほか、同時に管の劣化した部分の、部分的な内面補修工事を実施しております。おおむね40センチのシートを管の内面の悪い箇所に貼る、このような工事でございますが、令和2年度には1工事で箇所数が約80か所、3年度が3つの工事で、箇所数が約20か所、令和4年度は1工事で箇所数が約20か所、令和5年度が2工事で、箇所数が約101か所、令和6年度は1工事で、箇所数が約40か所の工事を実施しております。

また、下水道事業の老朽化対策は、どの程度進んでいるのかをみる指標として、管渠改善率といったものがございます。

これは1年間に実施した改築更新、それから修繕の延長が、総管渠延長に占める割合を示したものでございまして、1年間にどれだけの管の老朽化対策を実施したかをみる指標となります。

近年の管渠改善率は、令和2年度が0.52%、令和3年度が0.42%、令和4年度が0.4

2%、令和5年度が0.94%となっており、芦屋町と類似した自治体の平均値が、令和3年度で0.15%となっております。

芦屋町では、令和5年度で0.94%となっており、管の老朽化とともに、更新・修繕延長が増加してきております。

当該指標につきましては、明確な数値基準ではないと考えられますが、数値が2%の場合、全ての管路を更新・修繕するのに、50年かかるペースであることが把握できます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今、具体的な工事の状況、近年の改善率についても、お答えいただきました。

下水道の改善率が類似団体と比べて高くはありますが、2%を下回っているため、改修、改築は遅くなっていると判断できるのではないかなと思います。

そうすると全ての管路を更新するのに、50年かかる更新ペースとなるのではないかと、今課長もお話ししましたが、その点について、どのようなお考えをお持ちか、お聞かせください。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

2%でいった場合、このまま2%のペースでいきますと50年かかると、単純計算でそうなるんですが、下水道管の古いものは約50年程度、もう経過してきておりまして、管の耐用年数が50年ということもありますから、現在更新時期のほう即将到来してきておるところでございます。

このことから、令和7年度から令和28年度頃までは、特にこの改築、更新に重点的に取り組むことを予定しております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

昨年11月の大雨が降ったときに、正津ヶ浜公民館周辺やトライアルGOの周辺では、汚水が逆流して、一時、トイレが使えない状況となっております。

正津ヶ浜公民館周辺の町民のお宅の、すぐ横の汚水マンホールからも汚水が噴き出し、その周辺には今年の1月に確認したときも、トイレトペーパーが流れ出した跡が残ってございました。

この状況は3年前にも発生しまして、当時町は、簡易トイレの貸出しやマンホールへの逆流防止弁の整備、早期にバキュームカーを手配するといった対策案を提案されたんですが、昨年の大雨時も正津ヶ浜公民館周辺の方は、トイレが使えずに困りましたと話されていました。

私はこれも下水道管の老朽化が影響しているのではないかと考えるのですが、なぜこのような状況になるのか、また、今後どのような対策を考えておられるのか、お聞かせください。

**○議長 内海 猛年君**

都市整備課長。

**○都市整備課長 小田 武文君**

それではその原因と対策について、お話をさせていただきます。

正津ヶ浜公民館周辺、それからトライアルの周辺におきましては、大雨時に雨水が下水道管内に侵入しまして、下水道管内が雨水で満水となり、トイレが流れないなどの被害が発生しておるところでございます。

本来はトイレやお風呂、それからキッチンの排水を流すための汚水用下水道管ですので、雨水の浸入を防止する必要があります。

しかしながら、芦屋町の下水道管は陶器でできた管、陶管これが非常に多く、下水道管の老朽化により、ひび割れや破損等が多く発生してきておるところでございます。その劣化箇所などから、大雨時に雨水が浸入し、汚水管内が満水になっているものと考えておるところでございます。

そのため、老朽化対策として、管の更正工事や補修工事を実施しております。さらに今後は、下水道管の耐震化対策としましても、管の更正工事を進めていく予定でございます。

このことによりまして時間はかかりますが、少しずつ下水道管内に雨水が浸入することを防ぐ対策を進めておるところでございます。

また、大雨時に通報があった場合には、緊急対応としまして、バキュームカーを手配しまして、下水道管内にたまってしまった雨水のくみ取りを実施しておるところでございます。

以上でございます。

**○議長 内海 猛年君**

萩原議員。

**○議員 5番 萩原 洋子君**

確認ですけれども、来年度からまた5年間の計画で工事されるということになっています。こういった今、汚水が逆流している地区のほうも、改築のほうのコースとして入っているのか、お聞かせください。

**○議長 内海 猛年君**

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

現在策定中の計画のほうに、このような地区の取組のほうも盛り込んでいく予定でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

大雨が計画に入っていたとしても、かなり先ほどの改善率からしても、時間がかかるというのは想像がつかます。なので、大雨が発生してトイレが使えなくなった場合は、バキュームカーを御準備していただけるということなんですけども、バキュームカーにもその台数が限られていると思います。その辺スムーズに対応が可能なのか、お聞かせください。

あともう1点、正津ヶ浜公民館周辺の方から要望もあって、3年前は公民館周辺の用水路のしゅんせつもしていただきました。しゅんせつすると、あそこの水の浸水がかなり改善されるっていうことも、皆さん言われております。

浸水しやすい周辺の用水路の適切な管理も、大事なんじゃないかなと思いますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

バキュームカーのまず問題のほうから、お答えさせていただきます。

御指摘のとおり、大雨時には近隣自治体のほうでも同じような状況が発生するものと思いますので、車両所有者への依頼が重複することが考えられます。

そのため、町内のバキュームカー、車両の所有者と事前調整をしております、緊急時にバキュームカーを2台程度、手配できるように準備をしておるところでございます。

また用水路等のしゅんせつのこともお話いただきましたが、当然用水路としての本来の機能が発揮できるよう、しゅんせつ等にも適宜努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今回、下水道事業の質問をしまして、先ほど課長からもお話がありましたが、下水道管の耐用年数50年のため、整備から50年以降の令和7年度から令和28年度ですかね、管渠の改築更新費用が集中することが見込まれるといったお話もありましたけども、そうすると今後、改築更新の費用、また職員の方々の負担、業務負担も重くなるのではないかと思います。

計画的に改善に取り組まれると思いますが、下水道事業のデジタル化、最近、企画のほうがDXの推進計画というのを今策定中ですが、そういったデジタル化の導入も必要ではないかと考えますが、町の取組はないのかをお聞かせいただければと思います。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

下水道におけるDXのお話ですが、芦屋町の下水道事業におきましては、DX化を図ることでさらなるIT化の浸透を進めるよりも、それよりも広域化の検討を、こちらのほうを急がねばならないと、このように考えておるところでございます。

令和5年3月に福岡県におきまして、福岡県汚水処理事業広域化・共同化計画が策定されました。

この中で、北九州市と芦屋町で施設の統廃合、これが明記されたところがございます。これは広域化・共同化を図り、接続を検討するように定められたものでございます。

冒頭にお話をさせていただきましたとおり、持続可能な下水道事業の実現に向けましては、全ての町民がいつまでも安心して暮らしていけるよう、安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供することが我々の課題でございます。

この課題の解決のためにも、広域化・共同化の検討を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

大事なライフラインをしっかりと守るために、今後どうされますかっていうところでは、広域化ということを進めていきたいという話ですので、ぜひその辺も取り組んでいただきたいと思います。

最後に、埼玉県八潮市の道路陥没事故で被害に遭われた方は、今も安否不明のままで、御家族、そして周辺の住民の方もとても不安な日々をお過ごしだと思います。

下水道施設の老朽化対策は、耐震化には多大な費用、そして時間を要する一方で、人口減少などで下水道事業の経営状況はますます厳しくなることが予想されます。

しかしながら、町民にとってはなくてはならないライフラインの一つです。

今後も下水道管の計画的な調査と改善を進め、安心安全な下水道事業が維持できるよう、広域化も含めたところでしっかり取り組んでいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 内海 猛年君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時 46 分散会

---